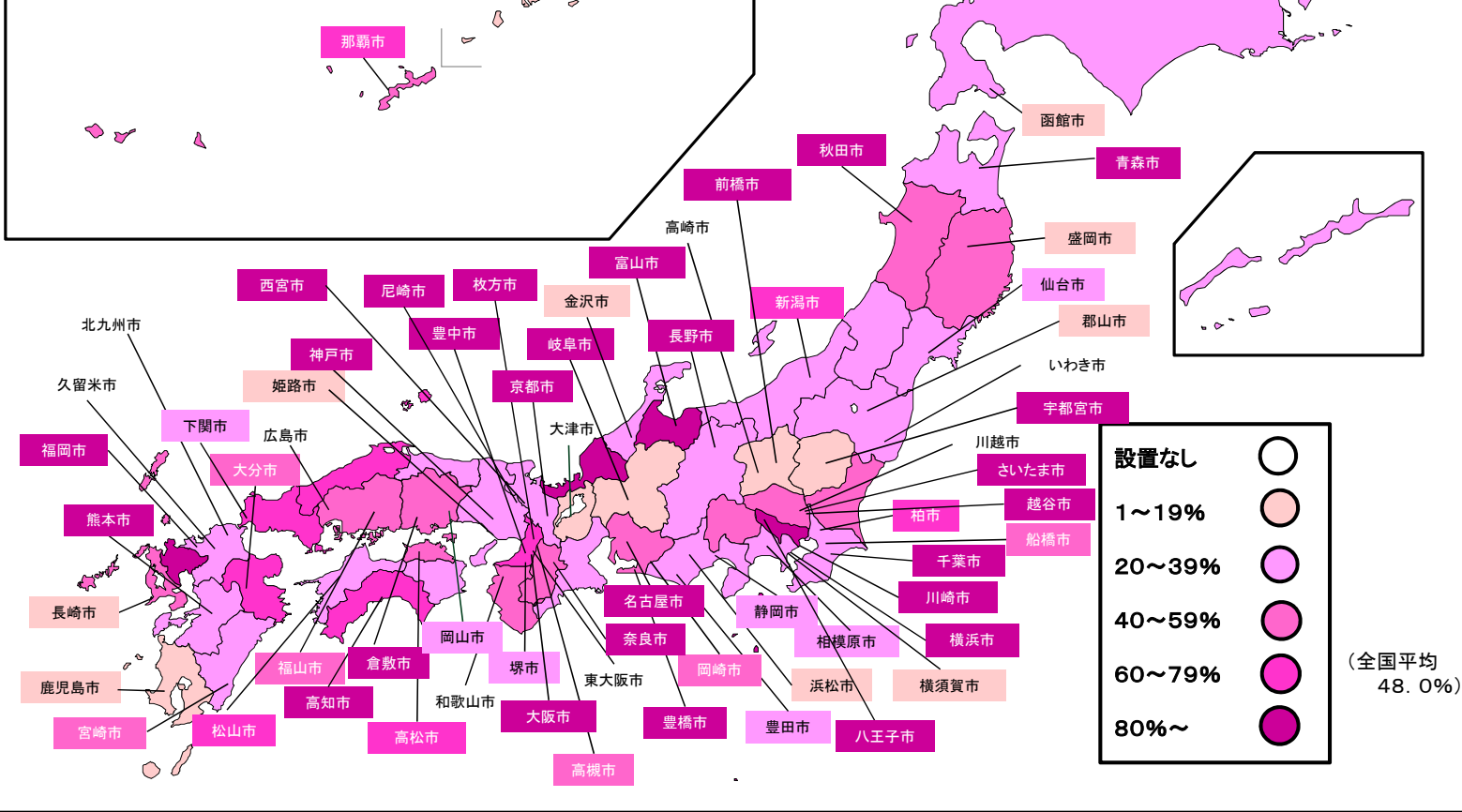


平成27年度
「放課後子供教室」の実施状況
 ※ 公立小学校における実施
 ※ 「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を活用
 ※ 被災3県は「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を活用

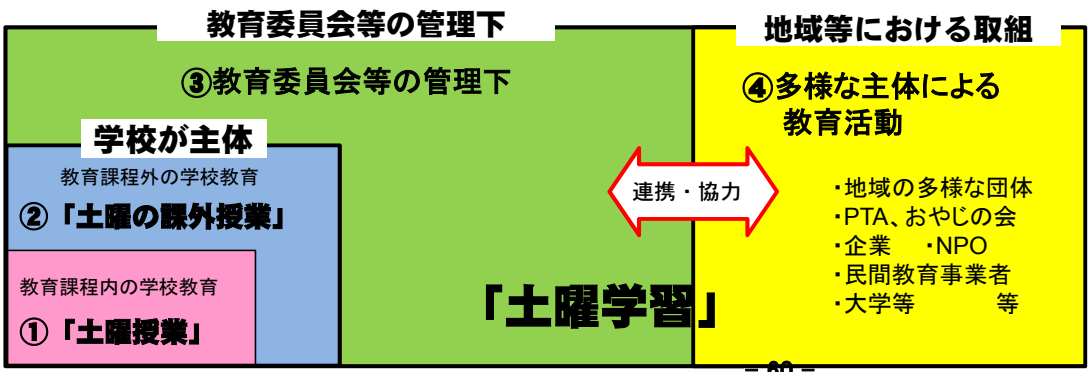


土曜日の教育活動の形態

子供たちの健やかな成長のためには、**土曜日の教育環境を豊かなもの**にする必要がありますが、土曜日の教育活動については、その実施主体や扱う内容等により、幾つかの形態に整理できます。

- ① **「土曜授業」**について ← 子供たちは**全員参加**
 そうした形態のうちの一つが、児童生徒の代休日を設けずに、土曜日を活用して教育課程内の学校教育を行う「土曜授業」です(下図①)。文部科学省では、設置者の判断により、「土曜授業」を行うことが可能であることを明確化するため、昨年11月29日に学校教育法施行規則の改正を行いました。
- ② **「土曜の課外授業」**について
 このほか、学校が主体となった教育活動ではあるものの、希望者を対象として学習等の機会の提供を行うなど、教育課程外の学校教育を行う「土曜の課外授業」とも呼ぶべき形態があります(下図②)。
- ③+④ **「土曜学習」**について ← 子供たちは**希望者が参加**
 また、教育委員会など学校以外の者が主体となって、希望者に対して学習等の機会の提供を行う「土曜学習」とも呼ぶべき形態があります。この「土曜学習」については、主体が公的なもの(下図③)と、主体が公的でないもの(下図④)があります。例えば、大分県豊後高田市教育委員会が実施している「学びの21世紀塾」の取組は、下図③に該当します。

<土曜日の教育活動について>



文部科学省としては、「土曜授業」や、「土曜の課外授業」、「土曜学習」の機会の充実等により、総合的な観点から子供たちの土曜日の教育環境の充実に取り組むことが重要であり、その振興に取り組んでいきたいと考えています。

地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業

(平成26年度予算額 1,333百万円)
平成27年度予算額 1,458百万円

【補助率】

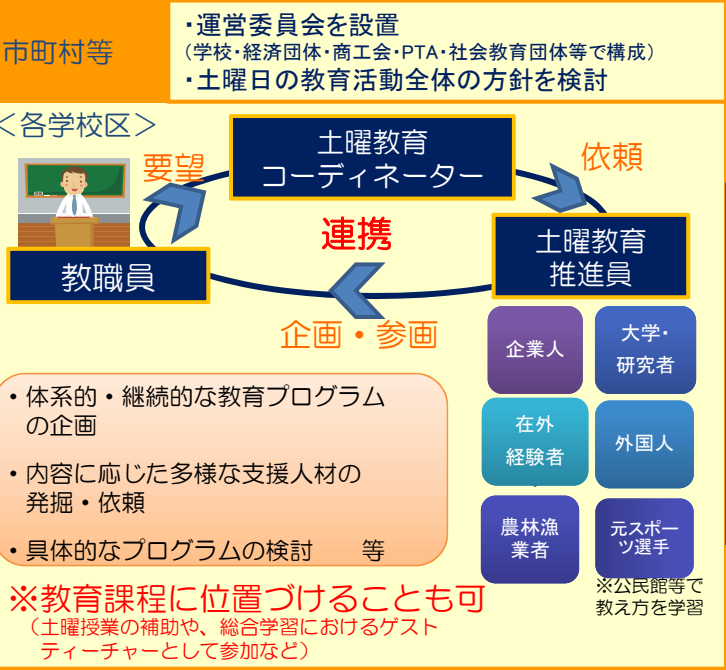
国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

全ての子どもたちの土曜日の教育活動を充実するため、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力を得て、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する学校・市町村等の取組を支援することにより、教育支援に取り組む体制を構築し、地域の活性化を図る
(4,850か所 → 12,000か所)(小学校・中学校・高校など)

※平成26年度土曜日の教育活動を実施している学校数: 約12,000か所(約4割)

◆地域の多様な経験や技能を持つ人材をコーディネートし、土曜日ならではの生きたプログラムを実現!

◆土曜日の教育支援体制の仕組み(市町村等向けの支援)◆



社会を生き抜く力を培う 土曜日ならではのプログラムの実践

～実践例～

★算数・数学
エンジニアによる
使える算数・数学講座

★理科:
研究者による科学実験教室

★外国語:
在外経験者による英会話

★総合学習
企業等との協働による
キャリア教育・商品開発等

★文化・芸術
文化・芸術活動団体による茶道の作法など伝統文化の良さを理解してもらうための講座



＜教員とのTTによる数学＞



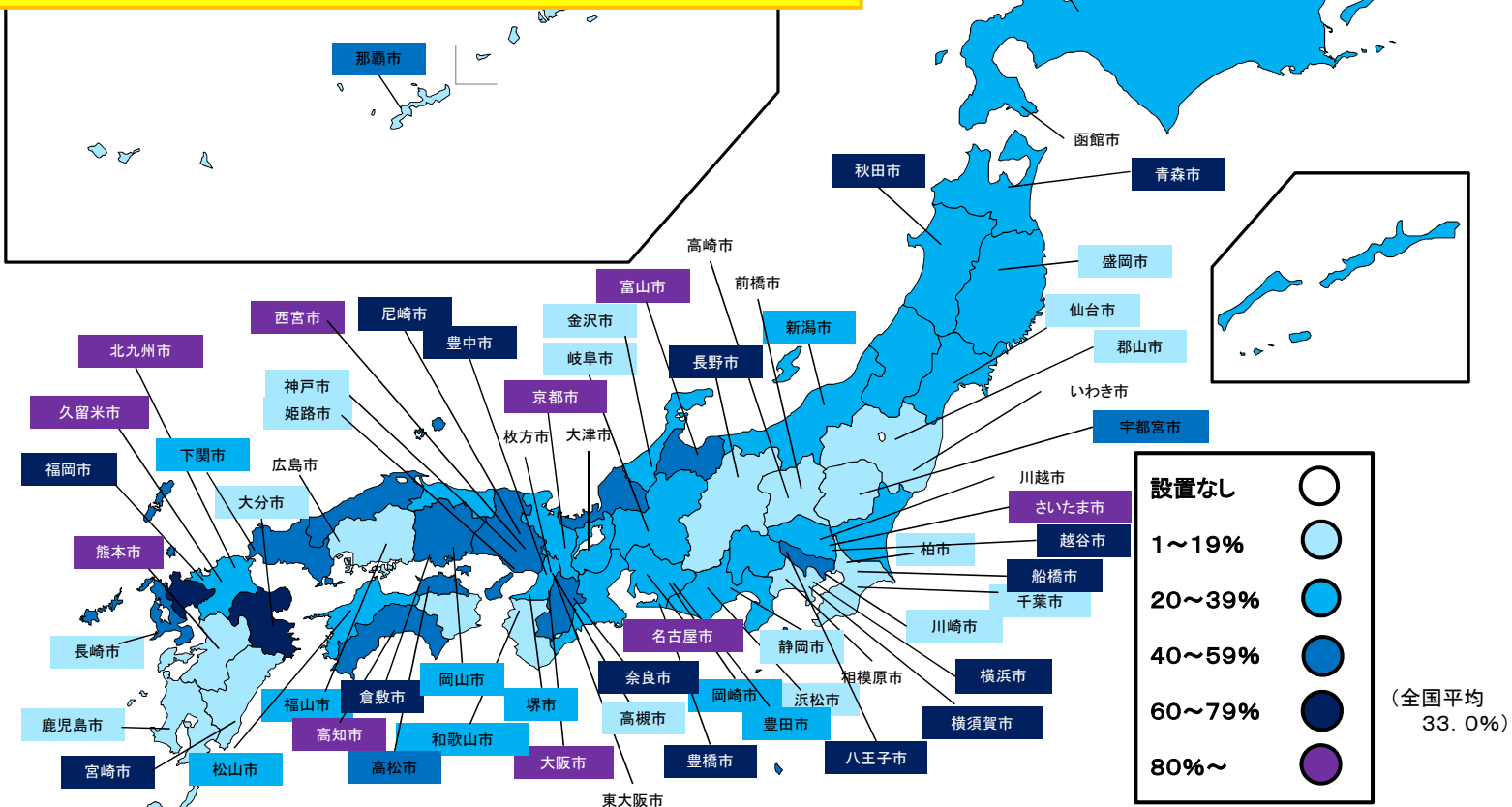
＜市民講師による英会話＞

すべての子どもたちの土曜日の教育支援体制等の構築

平成27年度

『土曜日の教育活動』の実施状況

- ※ 公立小中学校における実施
- ※ 「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」及び「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」を活用



全国の土曜日の教育活動の実施状況(平成27年度)

① 「土曜授業」 *全員参加

学 校	平成27年度 (実施割合)
小 学 校	4,771校 (23%)
中 学 校	2,250校 (23%)
高等学校	263校 (7%)
計	7,284校 (22%)

② 「土曜の課外授業」

学 校	平成27年度 (実施割合)
小 学 校	941校 (5%)
中 学 校	556校 (6%)
高等学校	1,324校 (37%)
計	2,821校 (8%)

③ 「土曜学習」 *希望者が参加

学 校	平成27年度 (実施割合)
小 学 校	6,932校 (34%)
中 学 校	1,692校 (17%)
高等学校	841校 (23%)
計	9,465校 (28%)

(参考:平成26年度実施状況)

学 校	平成26年度 (実施割合)
土曜授業	5,573校 (16%)
土曜の課外授業	2,913校 (9%)
土曜学習	6,585校 (19%)
計	12,730校 (37%)

◆ 「土曜授業」、「土曜の課外授業」、「土曜学習」をいずれか一つでも実施
⇒ 約16,000校(約50%)の学校や地域で実施

	平成27年度 いずれか一つでも実施予定	(実施予定の割合)
小 学 校	10,448校	(51%)
中 学 校	3,702校	(38%)
高等学校	1,989校	(55%)
計	16,139校	(48%)

(参考:全国の公立学校数)

学 校	公立学校数
小 学 校	20,302校
中 学 校	9,637校
高等学校	3,604校
計	33,543校

土曜学習応援団について

～土曜日は学校へ！子供の学びを支える企業・団体・大学等～

文部科学省では、平成26年4月より子供の豊かな学びを支えるために、多様な企業・団体・大学等に「土曜学習応援団」に御賛同(御参画)いただき、土曜の教育活動に出前授業の講師や施設見学の受入等により参加していただくことで各教育委員会、学校等の実施する土曜の教育活動の選択肢を広げる。(平成27年12月段階で663団体が賛同)



土曜学習応援団に賛同した
様々な企業・団体・大学等

教育活動への協力依頼

学校・教育委員会
地域の教育団体等



ホームページ等による
応援団の情報提供

- * 幼稚園・保育園～高校までを対象、他に、親子での参加も可能
- * 土日や長期休業中の平日を対象(要望により平日の授業や放課後でも可能)

☀ 土曜学習応援団が、出前授業等の講師として参加している事例 ☀



金融系A社による
グローバル人材を目指す講演



電機メーカーB社による
ハイブリッドカー親子工作教室



プロ棋士によるやさしい
囲碁教室

土曜学習応援団 特設ホームページ
URL: <http://doyo.mext.go.jp>

* 賛同企業等の一覧や各企業等の取組を紹介

大分県豊後高田市の取組事例(土曜学習)

「学びの21世紀塾」～「学びの姿」の構築を図る～

「市民講師を中心にした講座等」により、確かな学力の定着や体づくりの機会を提供し、地方の子供にも平等に学習を保障して、格差をなくす *約9割の子供が参加

知

確かな学力

①いきいき土曜日事業

【寺子屋講座】第1・3・5土曜日に、幼・小・中の英会話・国語・算数・数学・英語・そろばん・合唱等

【パソコン講座】第1・3・5土曜日に、小学生対象のパソコン実習講座

【水曜日講座】毎週水曜日放課後に、全中学校1・2年生に数学・英語

【夏季・冬季特別講座】中学3年生に英語・数学・国語(7日間)

【幼稚園文字・英会話教室】週2日、幼稚園への出前授業

【寺子屋昭和館・プラチナ館】小学校4～6年生に放課後補充学習

【テレビ寺子屋講座】ケーブルテレビを活用した小・中学生対象番組の放映



徳

豊かな心

②わくわく体験活動事業

【週末子ども育成活動】第2・4土曜日に、日頃できないようなものづくりや体験活動

【ステップアップスクール】3泊4日の集団生活・自主活動等の宿泊体験

体

健やかな体

③のびのび放課後活動事業

【スポーツ少年団等の活動推進】各種大会・活動の支援や後援

【文化活動団体等の活動推進】発表会・展示会等の支援や後援

県内学力テストワースト2位 ⇒ 8年連続1位
野球やバレーボールの全国大会出場

(大分県豊後高田市
作成資料を参考)

学校・家庭・地域の連携協力に関する法的根拠

教育基本法

<抄> *全面的な改正法がH18.12公布

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

社会教育法

<抄>

(国及び地方公共団体の任務)

第3条

3 国及び地方公共団体は、第1項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することになるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(市町村の教育委員会の事務)

第5条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒(中略)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

教育振興基本計画(平成25年6月)における学校支援の規定について

基本的方向性(絆づくりと活力あるコミュニティの形成)

全ての学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築

主な取組

(社会全体で子供たちの学びを支援する取組)

「学校支援地域本部」、「放課後子供教室」などの取組を充実させ、保護者はもとより、地域住民の参画により子供たちの学びを支援するための体制を、平成29年度までに全国の小・中学校区に構築する。また、このような取組を地域コミュニティの形成につなげていく活動を支援する。

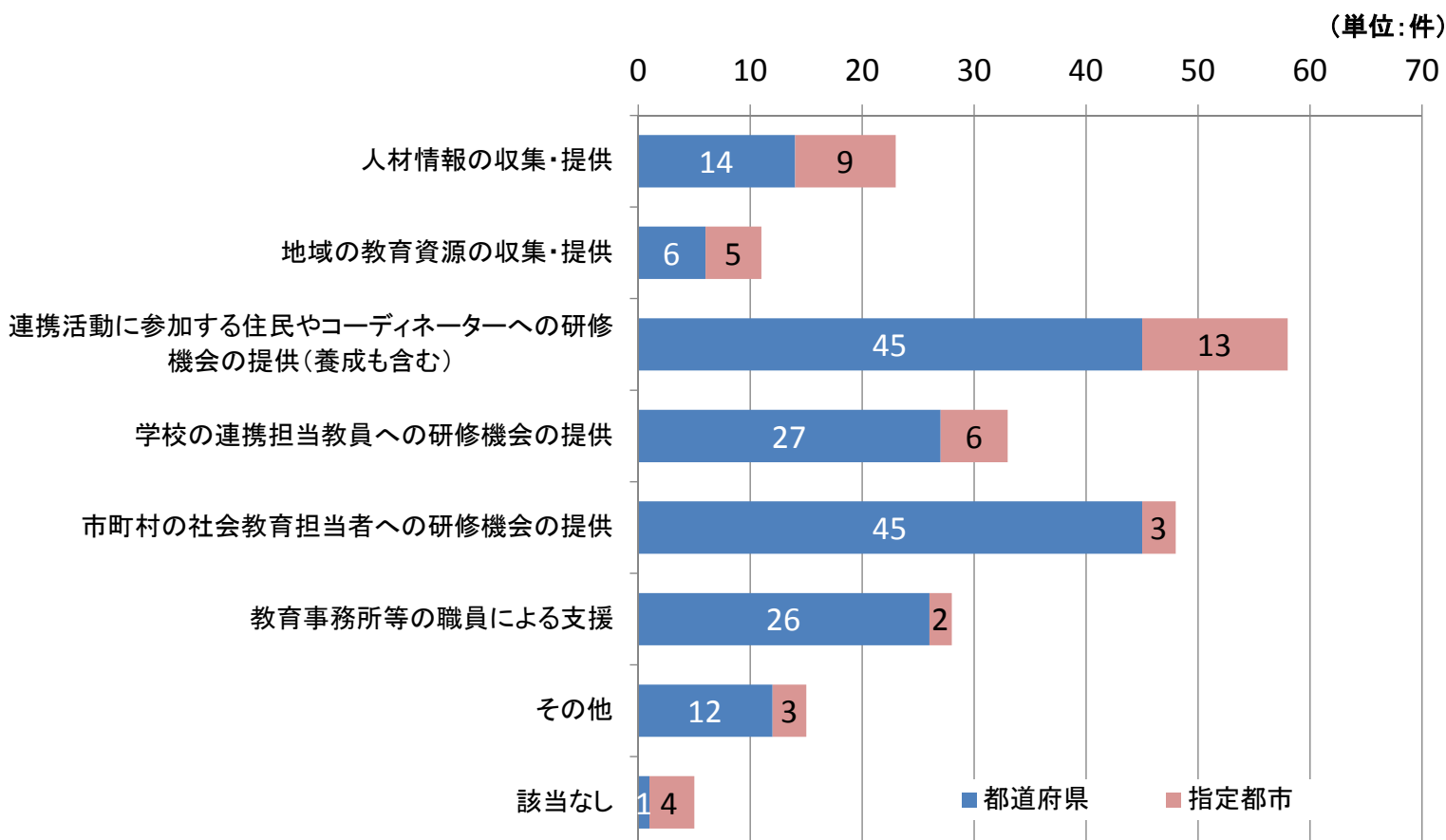
(地域とともにある学校づくりの推進)

保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」により、子供が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりや、質の高い学校教育の実現を図る。このため、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の拡大や実効性のある学校関係者評価の実施の促進、学校裁量権限拡大の促進などの取組を推進する。

あわせて、「地域とともにある学校づくり」に必要な学校マネジメント力の強化を図るため、マネジメント力をもった管理職・教職員の育成と配置、地域連携のためのコーディネート機能や事務機能の強化等を促進する。

学校と地域・社会や産業界等とが、連携・協働した教育活動の充実が図られるよう、「学校が望む支援」と「地域・社会や産業界等が提供できる支援」とのマッチングの促進などの取組を推進する。

都道府県教育委員会として実施しているコーディネーター等に対する支援



地域コーディネーター等関係①

(第3章 第4節関係)

地域コーディネーター等向けの研修テキストを3段階に分けて作成した事例
(特定非営利活動法人 スクール・アドバイス・ネットワーク)

H24年度 文部科学省 委託事業「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」における実証的共同研究にて実施

【初級】地域コーディネーター向け (別紙参照)

★利用する機会: コーディネーターと学校関係者との打合せ等

「学校と地域をつなぐ地域コーディネーター育成テキスト」

地域コーディネーターについて、詳しく解説し、地域コーディネーターが身につけるべき基礎的知識・技能等を掲載し、コーディネーターの質の向上を図ることを目的に作成。

- | | | |
|----|--------------------------|-----------------------|
| 目次 | 01 学校教育支援の基礎 | 04 学校・地域のネットワークづくり |
| | 02 地域教育コーディネーターの役割と業務の理解 | 05 学校教育プログラム開発支援方法の理解 |
| | 03 学校・児童生徒の現状理解 | 06 プロジェクトマネジメント |

【中級】現在コーディネーターの方、学校関係者向け

★利用する機会: コーディネーターと学校関係者との打合せ等

「学校支援について考えましょう 学校支援ハンドブック」

学校に入る側も、受入れ側も、心得ておきたいことについて、ハンドブックを作成。

- | | | |
|-----|---------------------|----------------------------|
| 見出し | ・子供たちの今・地域による支援の効果 | ・地域による学校支援 私たちにできること |
| | ・地域による学校支援...何が出来る? | ・学校に入る側も、受入れ側も...心得ておきたいこと |

【上級】コーディネーター研修を行う行政及び団体向け

★利用する機会: コーディネーター研修会

「学校支援地域本部地域コーディネーター育成「情報共有・参加型」研修ガイドライン」

学校支援地域本部に関わる様々な教育支援人材の役割の整理を行うとともに、学校と地域・家庭をつなぐための実践活動の「軸」となる「地域コーディネーター」を育成するための課程を「モデルライン」として作成。

- | | | |
|------|------------------------|----------------------------|
| 主な目次 | 1-3【地域コーディネーター育成方針】 | 1-4【地域コーディネーター育成に関する共通的事項】 |
| | 2. モデルガイドライン | 3-1 情報共有機会の設定 |
| | 4. 地域教育プラットフォームの構築に向けて | |

※テキストは全て 学校と地域でつくる学びの未来 (HP) にて、掲載

HP: <http://manabi-mirai.mext.go.jp/report/2945.html>

地域コーディネーター等関係②

(第3章 第4節関係)

～コーディネーター部会の設置の事例～

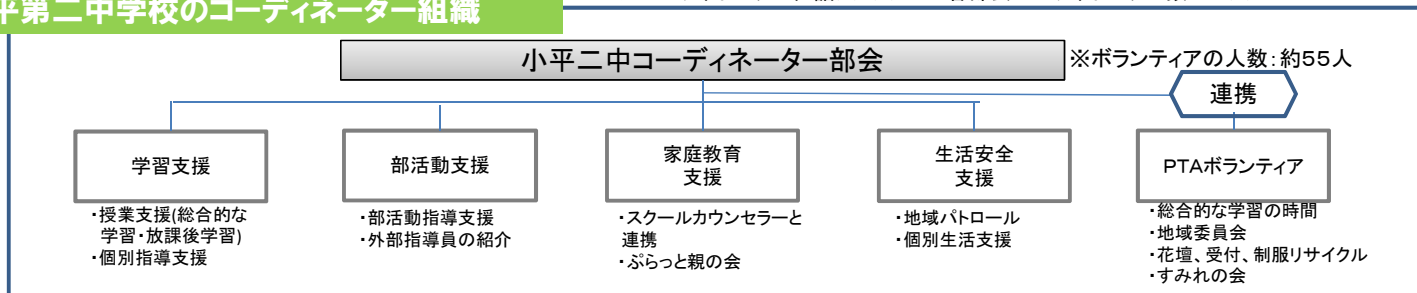
(東京都小平市立小平第四小学校・小平第二中学校)

○小平市教育委員会では、平成14年度から「小平地域教育サポート・ネット事業」として、学校支援ボランティアの養成・積極的活用とコーディネーターの養成に取り組んでいる。

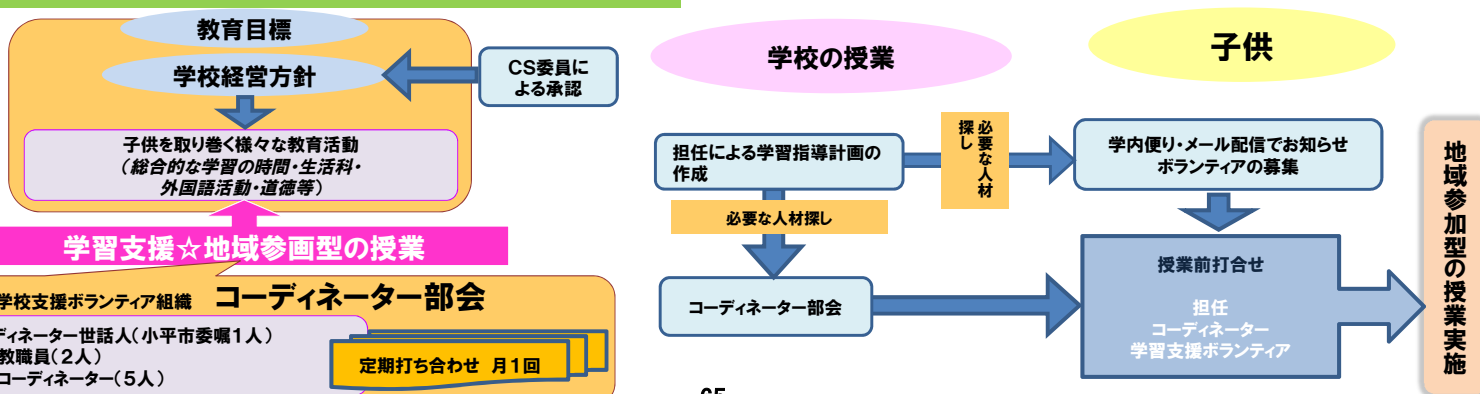
○市内27校(全校)に延べ48人のコーディネーター世話人を配置している。各部ごとのコーディネーターの代表が部会を組織。

小平第二中学校のコーディネーター組織

★コーディネーター世話人2人 + 各部会コーディネーター数: 11人



小平第四小学校におけるコーディネーターの取組



学校支援地域本部と放課後子供教室が共通のコーディネーターで実施している事例
(新潟県新潟市)

～西内野小学校区学校支援地域本部の取組～

<概要>

- ◆放課後子供教室が平成19年度開設。学校支援地域本部が平成20年度開設
- ◆「地域を愛し、社会性を身に付け、自立した子供を西内野から育てよう」をスローガンに活動の充実を図る
- ◆学校支援地域本部のコーディネーターと運営主任は放課後子供にも携わっている
- ◆年間のべ人数は約2700人ものボランティアに支えられている

<特色>

- ◆中学校区内の幼・小・中の連携事業だけでなく、高校生や大学生にもボランティアとして参画している
- ◆地域のボランティアが積極的に参加することで子供たちの学びを深めている
また、学校の教室内だけでなく、地域にも学びの場を展開している
- ◆放課後子供教室にも学校支援のコーディネーターが参画することにより地域のボランティアや保護者が子供たちの活動や学びを総合的、一体的に支援できるようになっている



【学校のイベントにおいて学校と地域が連携して実施】

～同一のコーディネーターにて実施することのメリット～

- ◆双方向にて人脈を活用したボランティア活動の推進
 - ・地域のボランティアや保護者が子どもたちの学びや活動、育ちを総合的、一体的に支援できるようになる。
- ◆情報共有と積極的な参加によるALL WINの関係づくり
 - ・ボランティアが相互に積極的に参加することで、子供たちの学びの広がりや深まりになり、その結果、学校づくり、人づくり、地域づくりのALL WINの関係が構築される。
- ◆立場を変えた子供の学びの拡大
 - ・幼稚園、小学校、中学校の以前からの連携事業に加え、その枠を高校生、大学生にも広げた結果、事業で育った卒業生が、立場を変えボランティアとして参画することで、その年齢に応じた学びができる。

「統括コーディネーター」を配置し、コーディネーター同士のネットワークを推進
(愛知県清須市)

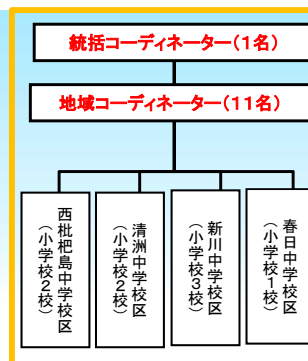
～コーディネーターの役割～

<統括コーディネーター配置のメリット>

- ◆地域コーディネーター同士のネットワークづくりの支援。
- ◆地域ボランティアを組織的に把握し、地域コーディネーターの負担軽減。
- ◆学校支援地域本部の効率的な活動体制の構築支援（地域コーディネーターの人材確保など）。

<統括コーディネーターの主な役割>

- ◆学校を理解し、地域で積極的に活動していた人材を活用。
- ◆放課後子ども教室にも携わり、学校地域支援本部と放課後子ども教室が連携。
- ◆コーディネーターとしての資質向上のため、国や県などが開催する研修会や講座に参加。



～清須市での学校支援地域本部の活動～

- 地域コーディネーター、学校関係者、地域の有識者で構成された「にしび地域教育協議会」を設置し、学校支援地域本部事業の方針や計画について協議。
- 幼稚園での読書推進支援や、幼稚園小学校ボランティア合同スキルアップ講座等を開催し、ボランティアネットワークを拡大。

<主な活動>

- ・読書活動推進の支援「本と友達に」⇒ 読み聞かせ・図書修繕など
年間96日活動 のべ823名参加（平成26年度：西枇杷島小学校）
- ・地域の伝統文化芸能（祭りの太鼓等）の体験活動 ⇒ 地域の活性化にも貢献
- ・環境整備支援「除草作業」「落ち葉ひろい」
- ・見守り支援「見守り隊」 など



図書修繕ボランティアの活動の様子

地域コーディネーター等関係⑤

(第3章 第4節関係)

寺子屋プランナー（統括コーディネーター）が各地の市町村教育委員会や学校を周り学校支援を開始（熊本県）

～寺子屋プランナー(統括コーディネーター)の概要～

<寺子屋プランナー（統括コーディネーター）の活動>

- ◆1年間で1人当たり200回程度、市町村教育委員会や県内小中学校を訪問
- ◆熊本県の非常勤職員として活動
- ◆寺子屋プランナーは熊本県内の元校長先生。そのほか、社会教育主事などの有資格者であり、社会教育分野にも精通している。

<寺子屋プランナー（統括コーディネーター）の主な役割>

- ◆事業を実施していない市町村における地域の教育力を活用する仕組みの立ち上げ支援（放課後子供教室、学校支援地域本部（地域未来塾）、コミュニィ・スクール等）
- ◆各学校における事業の充実及び地域の教育力を活用する仕組みづくりの推進
- ◆県による学習支援・体験活動ボランティアチームを組織し、各市町村への派遣の調整
- ◆事業のコーディネーター研修会等の講師

寺子屋プランナー(統括コーディネーター)(3名)
各3名が地区ごとに分担

各市町村教育委員会や各学校に対して

- ・学校支援活動を実施していない学校に対して実施の促進
- ・現在の取組のさらなる充実を図るため、ボランティアチームの派遣など取組の充実の助言

県央

県北

県南

～寺子屋プランナー(統括コーディネーター)を配置することによる効果～

<学習支援・体験活動支援ボランティアチームの派遣>

寺子屋プランナーが学習支援・体験活動支援ボランティアチームの派遣を提案することにより、さらに充実した活動を実施。

◆具体的な取組内容

- ・予習や復習・補習等の学習活動
- ・スポーツや文化活動等の体験
- ・県内の大学に在籍している大学生、企業が中心となり支援

<学校・家庭・地域の連携協力推進事業の実施を各市町村教育委員会・学校に呼びかけ>

- ◆各市町村教育委員会や学校を訪問して、本事業の効果等を説明することにより、本取組の一つである地域未来塾を現在の16市町村(H27)から来年度24市町村に実施箇所が増える予定となっている

地域コーディネーター等関係⑥

(第3章 第4節関係)

公民館に学校支援地域本部を設置し、町全体の学習支援をコーディネート（滋賀県蒲生郡竜王町）

<学校支援地域本部の運営体制>

- ◆公民館内に学校支援地域本部を設置（公民館は町内に1館）。
- ◆公民館長（社会教育主事）を筆頭に、統括コーディネーター1名、コーディネーター5名体制。
- ◆各学校単位でなく、全町域（町内5校園）の学習支援をコーディネート。（幼稚園2園、小学校2校、中学校1校）
- ◆コーディネーターは地域の状況に精通した人材。（元町職員・元町内幼稚園長、民生委員等）
- ◆月一回、定例会を開催し、コーディネーター及び町職員間で情報共有。
- ◆コーディネーター資質向上のため、県などが開催する研修会に参加。

<主な役割>

- 公民館長（社会教育主事）：学習支援全体の調整。
- 統括コーディネーター：学校等との窓口。ボランティアとの連絡調整。
- コーディネーター：学校等の要望に応じたボランティアの人選・発掘。ボランティア活動時の補助（助言・現場への同行）

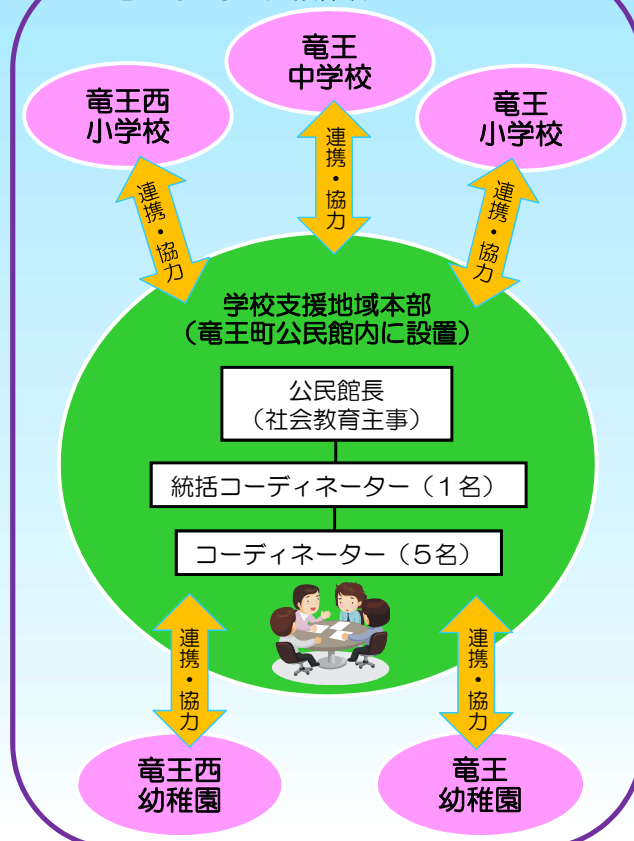
<特徴>

- ★地域の活動拠点である公民館の中に学校支援地域本部を設置することで、様々な資格や経験を持つ人材との円滑な連携が可能。
- ★公民館長がパイプ役となり、公民館利用団体等と連携した学習支援を実施。
- ★公民館で学校支援にもつながる分野の講座を開催し、人材確保と人材養成を図ると共に、支援分野の拡大が可能。

<支援内容> 年間211回 のべ776名参加（H26年度）

- ・幼稚園：保護者参観の託児・施設環境整備・体験活動（餅つき）等
- ・小学校：学習支援（家庭科・戦争体験の話）・体験活動（野菜づくり）等
- ・中学校：学習支援（家庭科・技術科）等

竜王町の学習支援体制



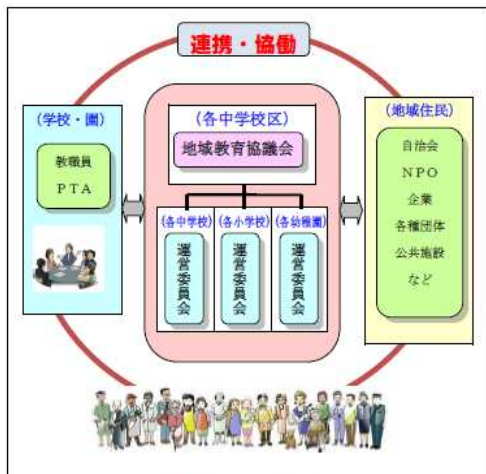
概要

平成20年度に、市内全中学校区(22校区)に地域教育協議会(学校支援地域本部)を設置。富雄中学校区では、小中学生が地域資源を見直し、子供と地域の協働による学区ブランドづくり(小学生が栽培した古代米を使ったお団子の商品開発)を実施。

地域コーディネーターが主体となって、商品化までの子供たちの活動をサポート。

※こうした各学区のブランドづくりを市内5校区で実施。

(奈良県奈良市)



◆ 文部科学省委託事業から始まったこの取組は、今では、地域連携に参画したい小中学生が集まる、「ボランティア部」(コーディネーターが顧問)の発足や、米を育てた時に出土ワラを使った、しめ縄作り、団子を揚げた時に出る廃油を使ったエコ石けん作りなど、広がりを見せている。⇒ これらの取組により、地域コーディネーターが組織化。



◆ お団子の販路拡大に向けては、地域コーディネーターが地域企業に働きかけ、生徒たちがアイデアをプレゼン
【結果】

- 生菓子から日もちする冷凍食品として製造
- 駅周辺のレストランメニューへの追加やコンビニでの販売も実現
- 現在は、地域の行事や祭り、イベント等での販売も実現

◆ これらの取組は、子供たちの学びを支援することはもちろん、企業・団体や住民にとっても地域参画のきっかけ、学びの機会となっており、子供と共に育つ地域づくり(地域振興)が進んでいる。

子供の学びの場を創り出すため、PTA、自治会、民生、社会福祉協議会など既存の子供の支援を行ってきた組織に合わせ、関連部署や企業・団体など地域に支援の輪が広がった。

地域学校協働活動として期待される取組事例②

生徒が高齢者福祉施設の訪問や地域の行事に参加し、地域貢献している事例

宮崎県都城市
(山田中学校)

取組の概要・特色

☆ 平成18年度の発足当初より主に地域のボランティア活動に尽力している。

主な活動は

- ・総合的な学習の時間を活用したキャリア教育へのサポート (福祉施設訪問、疑似体験活動(車いす体験)、職場体験学習 等)
- ・生徒が学校の行事やお祭りなど地域の行事へ積極的に参加
- ・ゲストティーチャーにおける授業の協力
- ・土曜学習会における補充学習支援 等

☆ コミュニティ・カレンダーの作成や社会福祉協議会との連携を強めることで高齢者福祉施設訪問など多くの支援ができるよう工夫している

☆ 様々な学校の教育活動を機能的・実践的にしていくため、PTA関係者や学校関係者(校務分掌に位置づけ)も参画して活動内容等を検討している



【高齢者福祉施設を訪問している様子】



【かかし村まつりにて演劇を実施している様子】

取組の成果

- 保護者や地域住民による学校支援活動が、学校との連携に関する認識の深まりから、より活性化してきている
- 生徒が地域の行事に積極的に参加したり地域の人材が学校の教育活動に参画することにより、生徒が地域貢献をしている。

地域住民と協働して行う「ふるさと科」の創造（岩手県大槌町）

取組の概要

大槌町が復興を目指すにあたり、次代を背負って立つ子どもたちを育て、魅力的な地域・学校づくりを推進するため、小中一貫教育の取り組みの一つとして「ふるさと科」を全学年に設置。

ふるさと科でねらうもの

「生き方」を基盤とした教育内容を構成し、地域や自分の生き方を見つめ、大槌町の復興発展を担う人材を育成。

ふるさと科の三つの柱

「地域への愛着」…地域の歴史・郷土芸能を見直し、町の将来像を見つめる

「生き方・進路指導」…郷土の産業を学び、職場体験を通じて生き方や進路を考える

「防災教育」…主体的な判断力と実践力を育成する

ふるさと科実行委員会

H24年度より実施

ふるさと科実行委員会と地域の関係機関との連携強化や推進する地域における意見
 ・防災教育は等高線と被災した場所を関連づけて学習したり、被災時に使える英会話を学習したりするなど教科と関連させながらの推進が必要。地域住民と共同で登下校時の避難訓練の実施が必要。
 ・沿岸地区の仮設店舗での体験学習を実施するなど職業体験学習に力を入れることが重要。



モデル指定校

吉里吉里中学校 郷土芸能発表会

・郷土芸能の発表

吉里吉里中学校の全生徒が「神楽・鹿子踊り・虎舞」の3チームを構成し、保存会や講中の方の指導のもと、放課後に練習を重ねた。中学生だけで演奏や楽器を披露するのは初めて。
 10月17日の発表当日は200人以上の保護者や地域住民が来場。力強い踊りと演奏に会場が沸いた。
 地域の文化・郷土芸能を学ぶことで郷土を愛する心を育成。

・調査と発表

祭りの魅力や謎を調査するため、各チームの代表者が保存会の方々に取材。地域の方が先生役。
 取材した内容はパソコンでまとめ生徒が発表。



伝統芸能の発表



楽器の演奏



調査と発表

大槌・安渡・赤浜・大槌北小学校合同

学習発表会「ふるさと大槌・ここに生きる」

・学習発表会

10月20日、震災を越えて前に生きることをテーマとした創作劇「ふるさと大槌・ここに生きる」を6年生87人全員で発表。
 子どもたち自身が考え出した未来へのメッセージを発表。



創作劇の発表

・課題解決に挑戦

創作劇で取り組んだテーマについてチームごとに地域の方の助けを借りながら課題の解決に挑戦。



子どもたちのレポート

・テーマ別発表会

12月7日にはこれまでのチームごとの活動の成果の発表会を開催。チームごとに説明コーナーを設けて、5年生や先生、地域の方に活動や調査の結果を発表。



テーマ別発表

- ・モデル指定校から各地区の学校でも「ふるさと科」実施（学校支援地域本部）
- ・学年ごとに実施した「ふるさと科」の発達段階に応じたカリキュラムづくり（小中連携に向けた）
- ・学校と地域の連携体制強化のため、コーディネーター3人体制による学校支援地域本部の立ち上げ

地域学校協働活動として期待される取組事例④

「ふるさと杉一」を意識し、学校・地域・保護者が一体となった学校支援（東京都杉並区立杉並第一小学校）

目的

- 杉並第一小学校を支援するために設置された、地域の人たちの学校応援団
- 地域から信頼される「力のある学校」づくりの支援
- 「わが街阿佐谷、ふるさと杉一」を意識し、学校・地域・保護者が一体となって多様な学校支援活動や放課後支援活動を行う仕組みを構築
- 杉一プラン独自の発想と協力体制による教育活動の更なる充実



【オープンキャンパスの風景】



【朝先生と百人一首】

取組内容(例)

- ★朝先生…平成19年度から続く、授業開始前の朝の時間に地域住民が全クラスの朝学習に参画し、計算チャレンジや百人一首を指導。
- ★すぎっ子くらぶ…平成16年度から続く、放課後子供教室。学校の施設を利用し、毎日17時まで実施、約200名の子供の居場所となり、日本の昔遊び、路地裏遊び等を実施。スタッフは子育て経験の豊かな地域の住民。
- ★オープンキャンパス…幼保小(※)のスムーズな接続を目指した、小学1年生の担任による国語や算数の授業等を実施。

※…幼稚園、子ども園、保育園から小学校への接続を意味する

〈杉一プラン 組織図〉

※すぎなみHPより抜粋

杉並第一小学校 【地域運営学校】

学校運営協議会

学校支援本部【杉一プラン】

学習支援

- ・朝先生
- ・講師派遣
- ・漢字検定
- ・中学生になってこまらない英語教室

幼少連携

・オープンキャンパス等

サマー

- ・自然体験
- ・ものづくり体験

親子学習

- ・親のための講座
- ・親子教室

自然と歴史

- ・校外学習
- ・宿泊山村体験
- ・化石掘りと史跡見学

放課後の居場所活動

PTAの在り方検討会

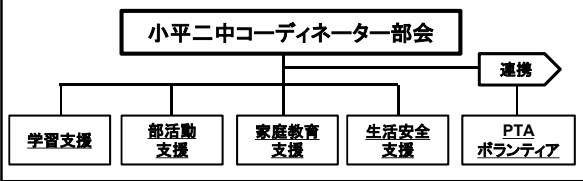
取組の成果

- 「地域」を「杉一小の子供たちのために活動している人たち」「杉一小の教育活動に興味・関心をもっている人たち」と捉え、「地域」におけるネットワークをより充実させることで、学校をサポートする「地域」を育成することができた
- 近隣の学校支援本部と人材・施設等を含めた多角的な視点から連携し、「地域とともに歩む学校づくり」を目標に掲げる学校を支援しながら、子供のための取組を今後も実践していく

小平市立小平第二中学校区(東京都)の取組概要

◆「小平地域教育サポート・ネット事業」として、学校支援ボランティア体制を導入し、「学習支援」、「部活動支援」、「家庭教育支援」、「生活安全支援」等の支援を実施。家庭教育支援では、先輩保護者の体験談を聞いたり、悩みを共有することで保護者の不安軽減に寄与するとともに、子供の進路等の情報共有を可能とする場の提供を実施。

小平二中 学校支援ボランティア体制



○成果○

学校支援地域本部事業の取組として、家庭教育支援の活動をすることで、保護者の不安軽減のみならず、学校・家庭・地域間の相互の情報共有の充実による相互理解の進展につながった。

湖南省立菩提寺小学校(滋賀県)の取組概要

◆「苦っこを育てる会」(学校支援地域本部事業)の取組の一つとして、家庭教育支援の取組を実施。家庭教育支援チーム「ほっとルーム」では、不登校傾向の児童の個別対応と保護者支援、保護者が悩みを共有できる場「ほっとサロン」の開設、保護者を対象とした勉強会や講演会の開催といった取組を実施。



「ほっとサロン」の様子

○成果○

家庭教育支援チームが、学校での子供の様子を保護者に伝えるとともに、保護者の悩みを共有し、学校側に橋渡しする取組を行うことで、地域による学校支援及び家庭教育支援の充実につながった。

学校	▶ 保護者への対応の充実	それぞれ にとって メリット
家庭	▶ 子育ての悩みや不安の解消	
地域	▶ 地域人材の活用、地域の結束	

地域力の結集・人的ネットワークの構築により地域社会全体が活性化

地域学校協働活動として期待される取組事例⑥

子供たちが地域社会に参画する仕組みを構築することにより、学校と地域が連携・協働
(神奈川県横浜市)

～しのはら学校支援地域本部の概要～

<概要>

- ◆学校の教育活動を支援するために平成21年度に設立
- ◆地域住民が学校を支援するこれまでの取組を発展させて、児童・生徒が地域社会に参画していくことによって、学校と地域が連携・協働する体制を構築

<具体的な取組>

- ・図書ボランティア
- ・キャリア教育
- ・**学校と地域を繋ぐ地域連携行事への呼びかけ**
- ・被災地支援活動(募金活動、被災地訪問、被災地で育てたひまわりを近隣の幼稚園・保育園・小学校・自治会・企業等に配布し、防災意識の向上や被災地域の復興支援)
- ・環境整備支援



【1中3小による図書ボランティア交流会】



【ひまわり運動(被災地支援活動)】



【生徒が募金活動を行っている様子】

～地域連携支援の具体的な取組～

地域のボランティア活動を通じて、**生徒と大人がともに学ぶための場所を学校支援地域本部がコーディネート**

- ◆地域のイベントへの参加
 - ・鴨まんの販売、エコステーション、フリーマーケットなどの取組を生徒が地域の一員として参画
 - ・生徒が地元の高校で行われる音楽交流会での演奏や運営補助として参画
- ◆防災拠点訓練への参加
 - ・生徒が各小学校での訓練に参加し、地域の一員として参加するとともに大人も本取組に参加することで、学校が地域の拠点であることへの理解が促進
- ◆地元企業等との連携
 - ・横浜F・マリノスとの連携を強化し、生徒が試合観戦を行うとともに、ボランティア活動として競技場のゴミ拾いなどを実施し地域貢献



【地域のイベントに参画】



【フリーマーケットを実施している様子】



【簡易トイレ作成の様子】



【生徒による応援メッセージ】

社会教育主事及び公民館関連資料

社会教育主事制度の概要

社会教育主事制度

1 職務の概要

社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会事務局に置くこととされている専門的職員（社会教育法第9条の2第1項）。

主な職務内容として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を支援することなどが挙げられる。

2 社会教育主事となる資格の取得要件

(1) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、社会教育主事補の職等の通算期間が3年以上になる者で、社会教育主事講習(4科目9単位)を修了した者

(2) 教育職員の普通免許状を有し、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、社会教育主事講習を修了した者

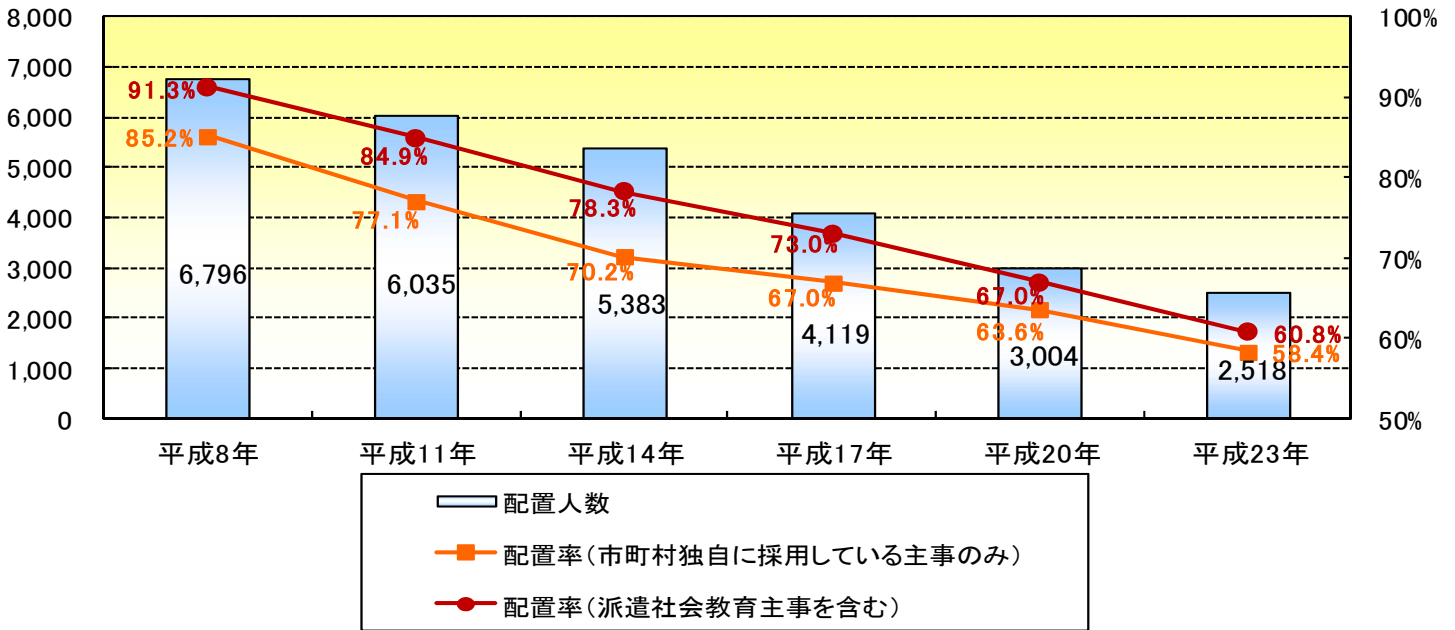
(3) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して、62単位以上を修得し、大学において「社会教育に関する科目」の単位(4科目24単位)を修得した者で、社会教育主事補の職等の通算期間が1年以上の者

(4) 社会教育主事講習を修了した者で、相当の教養と経験があると都道府県教育委員会が認定した者

社会教育主事の人数及び配置率の推移

市町村における社会教育主事の配置率は、市町村合併や自治体職員の合理化減等により、年々低下

教育委員会に置かれる社会教育主事の人数及び配置率の推移



(出典)社会教育調査

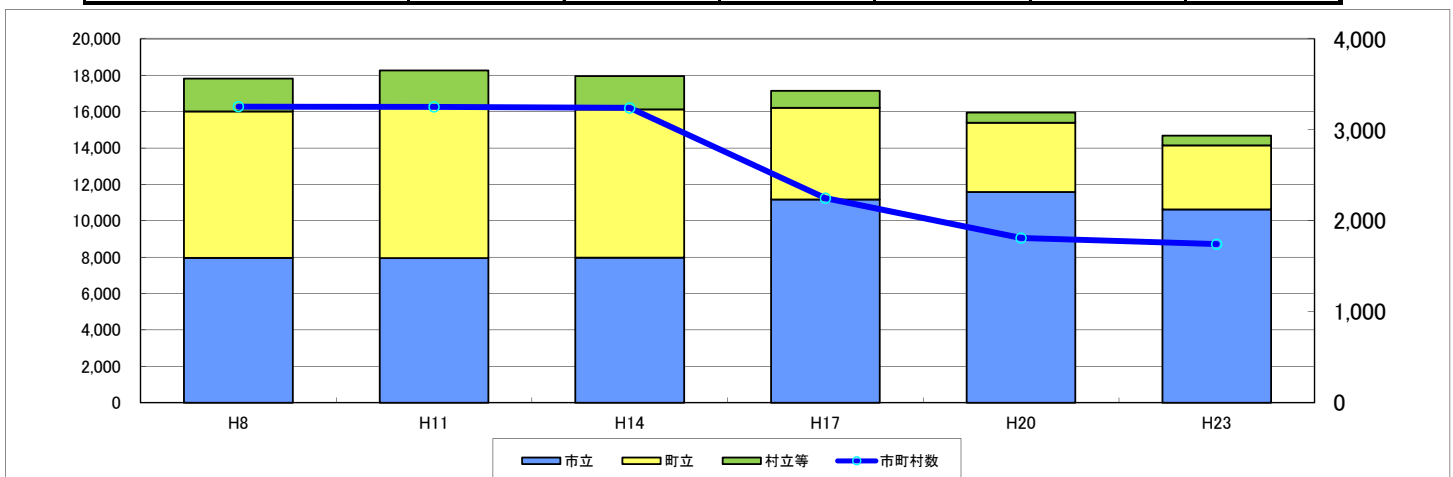
公民館の現状①

資料:H23社会教育調査

公民館数は、市町村合併に伴う統合や老朽化による廃止等により年々減少傾向にあり、平成23年度には、約14,700館となっている。

○公民館数の推移

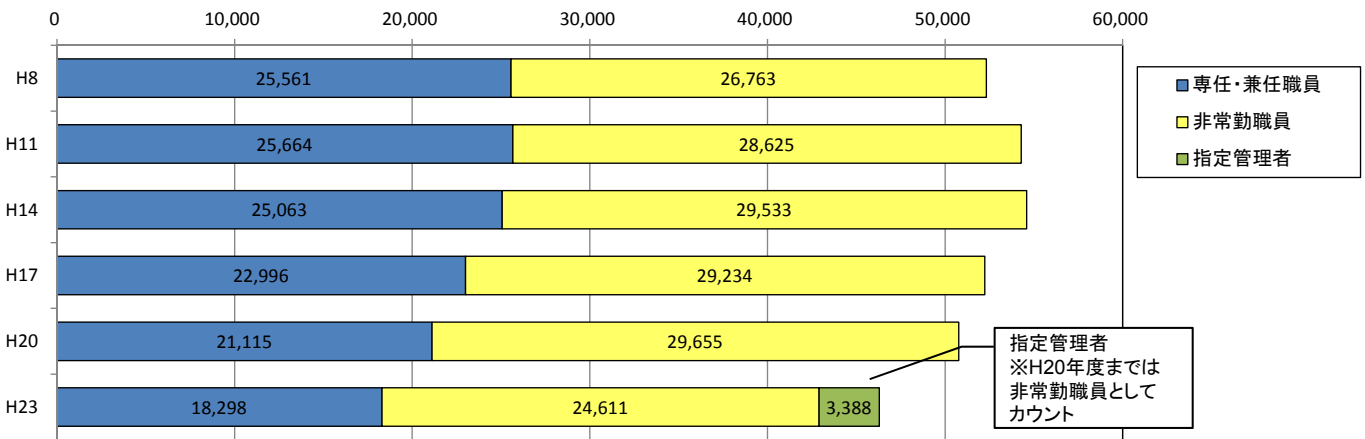
区分	H8	H11	H14	H17	H20	H23
市立	7,964	7,944	7,977	11,167	11,578	10,616
町立	8,049	8,383	8,144	5,046	3,807	3,532
村立等	1,806	1,930	1,826	930	558	526
合計	17,819	18,257	17,947	17,143	15,943	14,674
市町村数	3,255	3,252	3,241	2,248	1,810	1,743
うち公民館設置市町村数	2,967	2,983	2,950	2,004	1,595	1,501
設置率	91.2%	91.7%	91.0%	89.1%	88.1%	86.1%



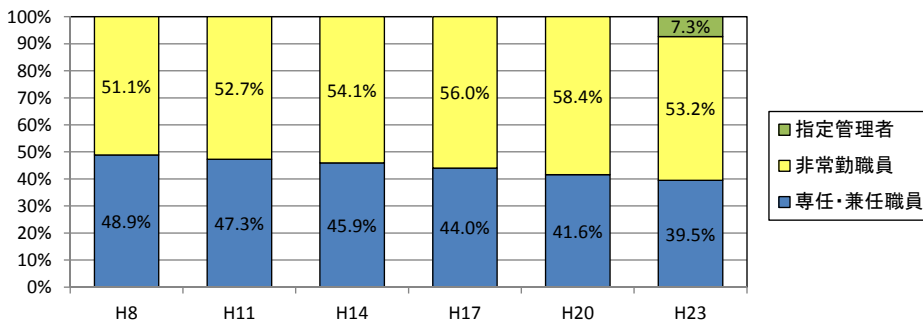
公民館の現状②

○職員数の推移

職員数及び専任職員の割合ともに、公民館数の減、市町村合併等による合理化等により年々減少傾向にあり、平成20年度には職員数約4万6千人、そのうち非常勤職員・指定管理者の割合は60.5%と年々増加している。また、1館当たりの平均職員数は約3.2人となっている。



○公民館非常勤職員等の割合



(資料)社会教育調査

地方分権と住民自治を進める中での社会教育の役割

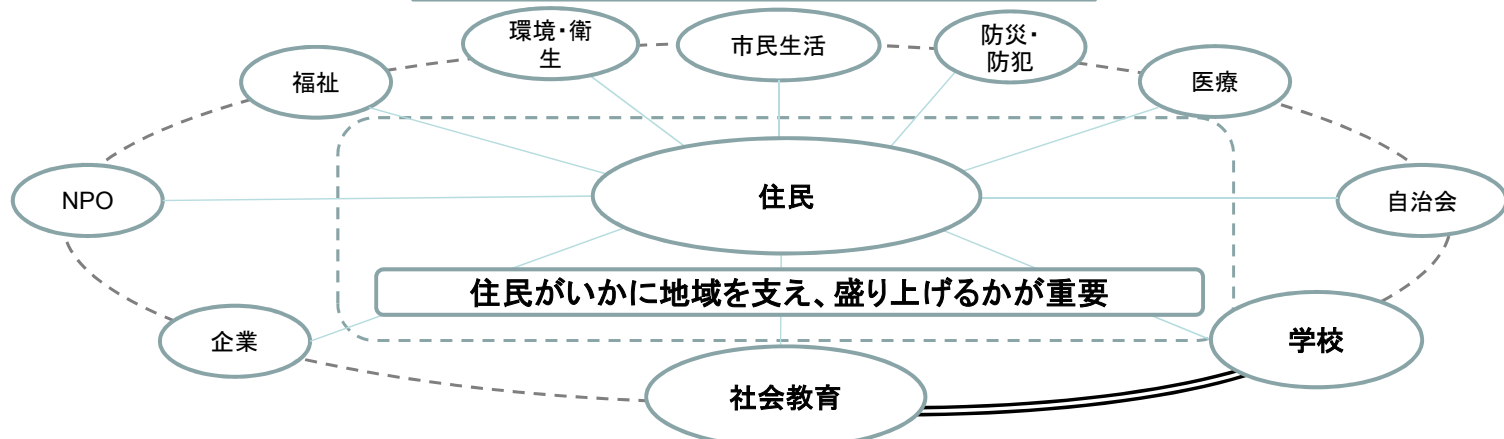
地域の現状

地域課題：少子化・高齢化、経済低迷等の社会的課題に起因する
解決困難な様々な地域的課題が存在
(地域防災・防犯、環境、雇用、医療、家庭の支援、学校の支援etc.)

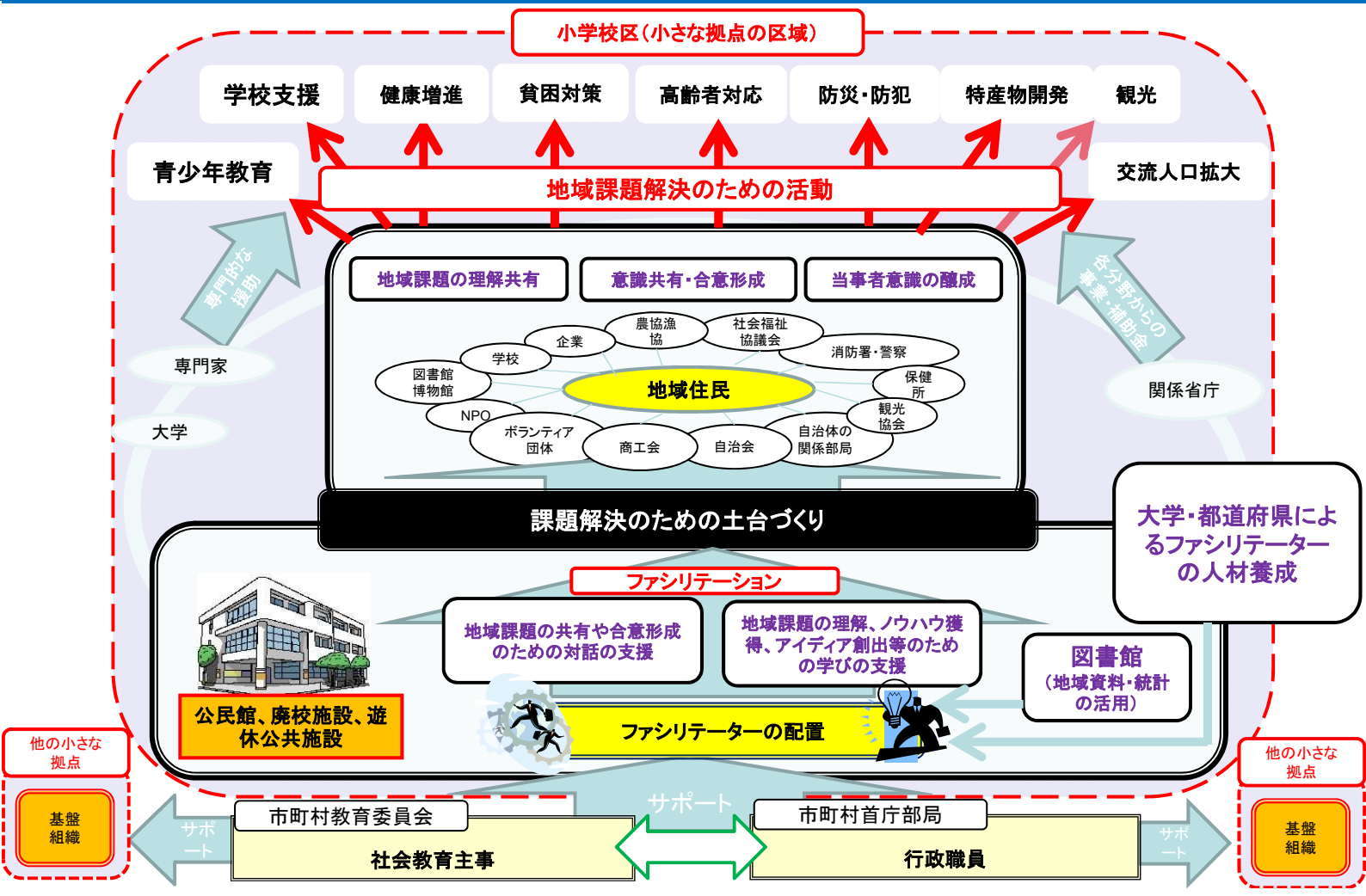
これらの課題に対し、様々な行政部局が各分野で対策を講じるが、複雑・複合化する課題、縮小する行政組織の中で、行政の特定分野のみの取組では効果が薄く、持続可能ではない。

目指すべき姿

住民と行政の協働による課題解決



- ・行政・住民協働による個々の課題解決の取り組みを進める中で、学び(知識、ノウハウ、アイデアetc.)が必要な部分や住民の意識・行動変容について、支援することが社会教育に求められる役割。
- ・その学びの支援のため、連携することが効果的な地域の関係主体、機関等とネットワークを結ぶ役割も必要。



公民館がまちづくりの中心となる事例 ～新居浜市泉川公民館の取組～

経緯 補助金減少、地域の環境悪化、社会教育関係団体の高齢化等により、地域の組織の再構築が必要になる
 ・地域の現状を知るため全戸対象アンケート調査を実施し、その結果を分析し、住民による熟議により地域課題を抽出

泉川地域の課題

- 1 地域福祉の充実
- 2 環境美化の推進
- 3 安全・安心の確立
- 4 健康づくり
- 5 子供の育ちを支える

先進事例も参考にし、地域自ら課題を解決する「**地域主導型**」のまちづくりを目指し、**泉川まちづくり協議会**を設立

公民館とまちづくり協議会の関係

泉川まちづくり協議会

- ・安全安心部会
- ・環境美化部会
- ・地域福祉部会
- ・健康づくり部会
- ・子ども支援部会
- ・生涯学習部会
- ・総務部会

泉川公民館

公民館の職員が中心となり、**まちづくり協議会の総合事務局としてコーディネーター役を担っている。**

連携

市役所
地域学校
団体
消防団
NPO 等

まちづくり協議会 部会の主な取組

- **安全安心部会**では、児童と住民と一緒に安全マップを作成したり、児童と登下校の見守り隊と一緒に遠足に行くなど、子どもから高齢者まで安全と安心が確保できるよう取組を行った。また、防災訓練は消防団との連携で実施することが定着。
- **健康づくり部会・地域福祉部会**では、医療・介護費の削減を目指し、住民自身による意識調査やワークショップ、ウォーキングの実施など、大学とも連携して地域ぐるみで健康寿命の延伸に取り組んでいる。また、**健康づくり部会**では、食生活改善を目指した親子健康料理教室や健康増進のための「泉川健康体操」を自分達で作成し振付も行い、幅広く親しまれている。
- **生涯学習部会**は、各部会が地域課題を解決するために、地域住民に啓発したい内容を持ち寄り、それを企画に練り上げ、「泉川ふるさと塾」を開設し、学習と実践を繋ぐ役割を果たしている。
- **総務部会**は、自治会のブロック長と各部会長で構成し、情報共有と地域住民への周知を図っている。



評価と成果…地域の風土に明らかな変化が
「自分達の地域は自分達の手で」を皆が口にするようになる。

- 1 子どもから高齢者までみんなで活動する機会が増えた。
- 2 受益者意識が薄れ、当事者意識が芽生え、膨らんできた。
- 3 子どもが地域で活躍し、学校支援地域本部も定着した。
- 4 タテ割り意識だけでなく、ネットワークのメリットが実感された。
- 5 前例踏襲だけでなく、新規創造へチャレンジが増えた。
- 6 学ぶことが実践に結び付く「知の循環型社会」へ展開中。
- 7 同志の縁が増え、仲間との交流が拡大した。

住民主導の地域の課題解決、地域づくりの事例 ～秋田県北秋田市の取組～ (公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム取組事例)

市の現状：10年間に6,300人の人口減少(現人口約34,000人)、高齢化率：40%、若者の地域外への流出等、厳しい課題を抱える。



(課題解決のために目指す成果)
地域を元気づけるために、市民による自発的取組の促進
「おらほの地域応援し隊」の結成 = 地域人材の育成

主な取組

課題解決のため、**公民館**が関係者、機関と連携しながら、取組の企画・立案、学習機会の提供、取組のコーディネートを実施。

テーマ：まちづくり×人づくり

① **まちづくりシンポジウムや市民によるワークショップ、講演会・講座の開催など多様な学習機会を提供**(きたあきた「まちづくりカレッジ」、ふるさとの未来・再考！フォーラム 等)
→ 内陸線存続問題、人口減少、地域の活性化等の課題に対し、小・中・高・大学生・一般が連携して取組む仕組みの構築
→ 若者を中心とした地域活動グループ「北秋田体験まるごと会議」が発足し、活動スタート
→ 市のCMを制作し、秋田県で大賞を獲得。行政(市商工観光課)とも連携し若者による活動の成果が生まれる。

② **若者の定住化策として若手農家のイメージアップ、生産物のブランド化(トラ男米)**
→ 若手農家集団代表による講演の開催、全国への情報発信
→ ふるさとへ根ざす若者による新ビジネス・起業の推進や、仲間づくり(ネットワーク)による地域活動の拡大

【取組のために連携した機関等】
JA、商工会、民間企業、個人経営者、県地域振興局



テーマ：高校生・若者×地域づくり

③ **秋田北鷹高校生による地元特産品を使った商品開発プロジェクト**：開発商品「しょうゆバター餅」、「比内地鶏とししとうカレー」、「北秋田コロッケ」
→ 市民参加の試食会やフォーラムでの研究発表、小学校との調理実習との連携など、幅広く市民の意見を取り入れるための仕掛けにより開発し、全国コンクールで準優勝
→ 高校生の社会貢献活動をおとした「地域経済活性化モデル」の構築 ※三重県相可高校との交流活動(料理コンクール等)
【取組のために連携した機関等】
JA、商工会、市内小学校、民間企業、市長部局、県外高校 市商工観光課



テーマ：高齢者×イキイキプロジェクト

④ **高齢者による地域貢献の促進「アクティブシニア活動推進モデル」**：地域で元気に活躍している高齢者による「Gちゃんサミット」～まだまだ元気！おらがまちを応援し隊！
→ 高齢者の仲間づくりや地域間交流、多世代(小学生～高校生、養護学校)との交流につながる
→ アンコール開催では市外からの参加者も増え、県との共催や隣県との連携事業に発展
【取組のために連携した機関等】
小中高校、社会福祉協議会、高齢者大学、養護学校、民間企業、老人クラブ、婦人会、県地域振興局

「交流をキーワードにした中山間地の集落活性化支援」 ～新潟県小千谷市の取組～ (公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム取組事例)

背景：人口の過疎化、少子高齢化、新潟県中越大地震により、中山間地域の集落は活力低下、後継者不足、集落の維持機能低下にもかかわらず、**自治公民館的分館は、活動マンネリ化、活動数減少。**



(課題解決のために目指す成果)
公民館のしかけにより、集落の課題解決の能力を高め、集落住民の内発を促し、主体的な集落活性化の活動に取り組む人材を育成し、集落住民の経済的・精神的な活力を生み出す。

主な取組

市内のモデル集落を対象に、取組内容を「交流」「体験」「拠点」のテーマに分けて、集落の活性化支援の学習機会を展開。

交流

① **「まちあるき」の実施 ～地域の価値を認識～**
集落外からの参加者も募り、「まちあるき」を行い、集落の成り立ちや言い伝えなどを学ぶ。また、ワークショップで「まち歩きマップ」を製作。
② **職員研修の受け入れ**
市の新採用職員研修で、集落住民との対話する機会を設け、今後の業務に活かすきっかけをつくる。



住民活動の活性化、地域の再認識

体験

③ **教育体験旅行の受入先の強化**
ホームステイ(民泊)による小・中学校の宿泊教育体験をさらに充実させるために、郷土料理の実習や食物アレルギー等の学習会、関東地方の教育体験旅行実施への訪問などの取組を実施。

生きがいつくり、集落活動の自信

拠点

④ **「わかとち楽校」の開催**
集落と交流する実践者との勉強会を実施。
⑤ **アグリビジネスプロジェクト**
6次産業に取り組む農業者から、農産物加工の製造や販売に関する基礎知識を学習する機会の提供や、農業者と消費者との交流会の実施。



里で生きていく思想・哲学、未来へのヒント

成果

- ・集落の後継者等の若者が中心となって、今後の活動を展開。
- ・取組が集落住民の「気づき」を生み、行動力の糧となった。
- ・地域課題解決に対応する行政内部の役割分担が明確になった。(学習活動は公民館、実践は担当部局)

市内の他の中山間地域へ広めていく

「公民館活動を通じて高校生が中心となって進めるまちづくり」 ～秋田県大館市の取組～
 (公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム取組事例)

背景: 人口減少と高齢社会が進む地方都市の中
 の公民館

- ・利用者の高齢化、若年層の公民館離れ(利用の少なさ)
- ・「ふるさとキャリア教育」の義務教育課程終了後の継続



(課題解決のために目指す成果)

- 若年層の公民館利用の拡大
- ふるさとキャリア教育の継続

主な取組

高校生まちづくり会議「HACHI」の発足 → 公民館を中心に様々なイベントで「ふるさとキャリア教育」を実践し地域の活性化につなげる

初年度:「知る」活動

【主な取組】

- 大館巡りの実施(県指定文化財の見学や産地直売所、駅弁販売店の訪問)
- 宮城県立本吉響高校との意見交換
- 公民館利用者や地域づくり実践者との意見交換
- 地域イベントでの市民アンケートの実施・結果報告
- 市長とのトークセッション(これまでの活動報告や意見交換等を行う)
- 「HACHIが元気にする大館まちづくり市民フォーラム」の開催

2年目:「実践」活動

【主な取組】

- 子育てフェスティバルへの協力
- 生涯学習フェスティバルでの喫茶コーナーの設置及び活動PR
- ボランティアフェスティバル、子どもサミットでの活動PR
- 交流ボランティア事業への協力
- 駅-ONE ~ あおぞらいち ~ への協力
- 枝豆スイーツの開発
- 青森市の高校生団体の視察・意見交換の実施



成果

- ・参加高校生が地元大館の魅力の理解が深まった。
- ・地域イベントや公民館会場のイベントへの参加により、イベントの活性化につながった。

第6期生涯学習分科会における議論の整理(H25. 1)

第1章 今後の社会教育行政等の推進の在り方

○近年の社会教育の成果

- ・ 学校教育との連携・協働による地域コミュニティの形成
- ・ 家庭教育における学習機会の提供と地域人材の育成
- ・ 生涯学習社会の構築に向けた寄与(多様な学習機会の提供等)



○社会教育行政が抱える課題

- ・ 地域コミュニティの変質への対応(コミュニティ再生への対応が不十分)
- ・ 多様な主体による社会教育事業の展開への対応(様々な課題への対応が不十分)
- ・ 社会教育の専門的職員の役割の変化への対応(社会教育主事減少による十分な活動が困難)



『従来の①「自前主義」から脱却し、②ネットワーク型行政の推進を目指す』=「社会教育行政の再構築」



- ①地域社会を担う人材の育成(地域人材の育成・確保、専門的職員の資質向上 等)
 - ②首長部局・大学等・民間団体・企業等との連携・協働の推進
- 国の役割: 先進的取組みの支援・制度改善、社会教育主事の養成・配置などの総合的検討。

第1章 社会教育行政の推進体制の在り方について

1. 社会教育行政と教育委員会制度

社会教育に関する事務は、教育委員会が所管

教育委員会制度の趣旨(教育の特性への配慮)

①政治的中立性

→個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育の内容は中立公正であることは極めて重要。

②継続性・安定性の確保

→憲法第26条で保障されている教育の機会均等の原則の実現を目指して、多種多様な学習機会が提供されることが必要。

③地域住民の意向の反映

→地域住民に身近で関心の高い行政分野であり、公正な民意の反映が必要。

2. 社会教育行政の現状と課題

○学校教育行政との連携

- ・学校教育行政と社会教育行政の連携がよりよい教育や学習効果を上げる上で必要不可欠。
- ・子供たちの教育環境の向上や学校教育の充実、学校運営の円滑化。
- ・地域住民にとって学習機会の拡大。
- ・教員自身の資質向上や適切な人材確保・配置の円滑化。

○「人づくり」の観点からの総合的な学習機会の提供 社会教育が教育委員会の所管により 他方・・・

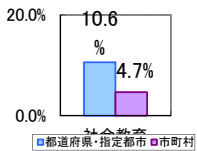
- ・地域の課題に対し、教育という視点から総合的に施策を取り組むことが可能。
- ・多種多様な学習機会の提供による地域課題に取り組む多様な人材の育成。

- ・公民意識の醸成や現代的な地域課題に関する学習成果の活用への支援についての一層の充実が必要。
- ・首長部局が所管する多様な行政分野との連携が不活発。

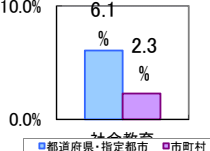
3. 社会教育に関する事務の所管についての今後の方向

○社会教育は近年、首長部局との関係も深く、地方自治法第180条の7の規定に基づき、首長部局に補助執行、事務委任されている例も見られる。

教育委員会から首長部局への補助執行



教育委員会から首長部局への事務委任



(出典) 教育委員会の現状に関する調査 (平成23年度間)

- 学校教育との連携の観点から、学校教育行政と一体として担当する利点が多い。
- 一方、自治体の組織編成における自由度拡大の観点から自治体の判断により、選択制とするなど弾力化を図っていくことも一考に値する。

いずれの場合であっても、教育の特性について配慮する仕組みが必要。

第2章 社会教育主事の在り方について

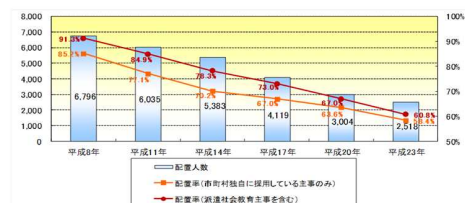
1. 社会教育主事の現状と課題

- 社会教育主事は、法律上、必置とされているにもかかわらず、設置率、人数は減少。
- 平成24年7月に全国市長会が「社会教育主事の必置規制の撤廃」要望を提出。

○地域住民の自主的な社会教育が円滑に実施されるよう環境醸成を図っていくためには、社会教育主事が関係施策におけるコーディネート等の役割を果たすことが重要。

引き続き必置を原則とするのが望ましい。

教育委員会に置かれる社会教育主事の人数及び配置率の推移



(出典) 社会教育調査

2. 社会教育主事の今後の在り方

○社会教育主事の職務は多岐にわたるものの、その役割や職務に関する首長や地域住民の認知度は低い。

○社会教育主事が自らの果たすべき職務を明確に認識するとともに、意識的に首長や地域に対して発信していくことが必要。

- ✓地域の多様な専門人材や資源をうまく結びつけるとともに、地域活動の組織化支援を行い、地域住民のあらゆる学習ニーズに応えていく。
- ✓社会教育主事の素養は他の行政分野でも有用。学校教育行政と首長部局の多様な行政分野との連携が一層推進。

3. 社会教育主事の資質・能力を養成する仕組みの構築

○カリキュラムの抜本的見直しの検討が必要。

講習

- ✓講習は基礎的共通的内容。
- ✓社会教育主事として任用された後、それぞれの属性に応じた現場研修の充実。
- ✓カリキュラム内容について、国立教育政策研究所社会教育実践センターで見直し。

研修

- ✓遠隔講義の充実。
- ✓ICTを活用した効果的な遠隔研修の教材プログラムの開発。
- ✓放送大学をはじめとした通信大学を行う大学における開設科目の活用。

4. 社会教育主事資格の活用

○社会教育主事講習で学んだ知識や社会教育主事としての経験は幅広く活用することが可能。

◆首長部局への配置による他の行政分野との連携・協力の円滑化 ◆社会教育主事経験者や有資格者のキャリアパスの構築

○他の分野において社会教育主事資格の有用性が認知され、汎用化が図られるよう、社会教育主事資格が社会教育に関する専門的な資質・能力を保障するものとして認知される仕組みについての検討が必要。

○「社会教育士」、「地域教育士」という資格を民間レベルで創設し、それらの資格を有する人に社会教育行政以外の様々な場面で活躍してもらうことを容易に。

家庭教育支援関連資料

「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」における審議の整理(平成26年3月)

○家庭教育に関する課題

身近な学びや相談の機会が乏しい

- ・保護者が、他者との交流の中で、家庭教育に関する生きた知識・ノウハウ、考え方を身につける機会が乏しい
- ・インターネット等の発展により、情報過多になり、必要な情報の取捨選択が困難

家庭と地域のつながりの希薄化

- ・社会に対して閉じた家庭教育は、保護者の過度な負担や、子供への過保護・過干渉につながりやすい
- ・経済的困難、虐待、不登校など家庭だけで解決できない課題を抱え込み、主体的な家庭教育が困難となるケースもある

○家庭教育支援チームの業務・特性

・家庭教育支援チームは、保護者への寄り添い支援、家庭と地域・学校などとのつながり支援を行うために、主として以下のような業務が期待される

①保護者への学びの場の提供

- ・保護者に対する主体的な「学び」と「育ち」に関する学習機会の提供や情報提供、相談対応

②地域の居場所づくり

- ・地域資源を活用した、親子参加型の体験型プログラムの実施・情報提供や、日常的な交流の場の提供

③訪問型家庭教育支援

- ・地域社会から孤立した家庭に対して、家庭訪問等により、個別に情報提供や相談を行い、学びの場や地域社会への参加を促す

チームには、子育て経験者など保護者と同じ目線で寄り添う「当事者性」、地域の課題を共有し、地域の身近な存在としての「地域性」が重要であり、業務によっては、一定の「専門性」も求められる

○チームの組織・運営・人材養成等

・チームは、その特性に応じた、組織・運営・人材養成が必要

組織・運営

- ・信頼性を高める観点から、活動拠点の確保のほか、チーム員の身分・活動内容の明確化や定期的な集まり等についての決まりも重要
- ・特に訪問型支援を行う場合には、トラブル防止の観点から、守秘義務など情報の取扱い、問題への対処の仕方等について最低限の方針やルール作りが必要

人材養成

- ・都道府県等による専門的な研修の他にも以下のような研修が求められる
- ①地域単位での実践的な「地域密着型」の研修
- ②チーム員全体が、顔を合わせて行う「グループ型」の研修
- ③被支援者が支援者側に回る「循環型」の研修

行政と連携したルール作りや取組の実施

家庭教育学級等を活用した新たな人材養成システムの検討

今後の検討課題

- ①保護者の学習プログラムの普及等、②多様な主体が参画するための取組、③訪問型家庭教育支援の手法、④新たな人材養成システム、⑤生活習慣づくりの支援、⑥支援の効果の検証及び普及啓発方策

全ての家庭において等しく主体的な家庭教育ができる環境整備を図る

家庭教育支援の取組

(「学校・家庭・地域の連携協力推進事業(平成27年度予算額4,882百万円の内数)」で実施)

すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、地域人材の養成や、家庭教育支援チームの組織化、学校等との連携により、身近な地域における保護者への学習機会の提供や相談対応等の支援活動を実施するほか、家庭教育支援員の配置による家庭教育支援体制の強化を図る。

子育て経験者など地域の多様な人材

地域人材の養成

子育てサポーターリーダー等の養成

- 支援活動の企画・運営、
- 関係機関・団体との連携等を担う中核的人材を養成



課題について意見交換

連携の仕組みづくり

家庭教育支援チームの組織化

家庭教育支援員などの地域人材を中心としたチームの組織化

- 学習機会や親子参加行事の企画
- 家庭や地域の状況に応じた支援をコーディネート

【チーム員構成例】

子育てサポーターリーダー、元教員、民生委員、児童委員、保健師 等



学校等を活動拠点に支援内容を検討

家庭教育を支援する様々な取組を展開

学習機会の効果的な提供

就学時健診や保護者会、参観日など、多くの親が集まる機会を活用した学習機会、親子参加行事等の実施

【講座例】

- 小学校入学時講座
- 思春期の子ども心の理解
- 父親の家庭教育参加促進
- 携帯電話やインターネットに関する有害情報対策



中学校内での親子携帯講座

情報提供や相談対応

悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チームによる情報提供や相談対応を実施

【支援活動例】

- 家庭教育支援チームによる情報提供や相談対応
- 企業訪問による出前講座
- 空き教室を活用した交流の場づくり

家庭教育支援拠点機能の整備

家庭教育支援員の配置

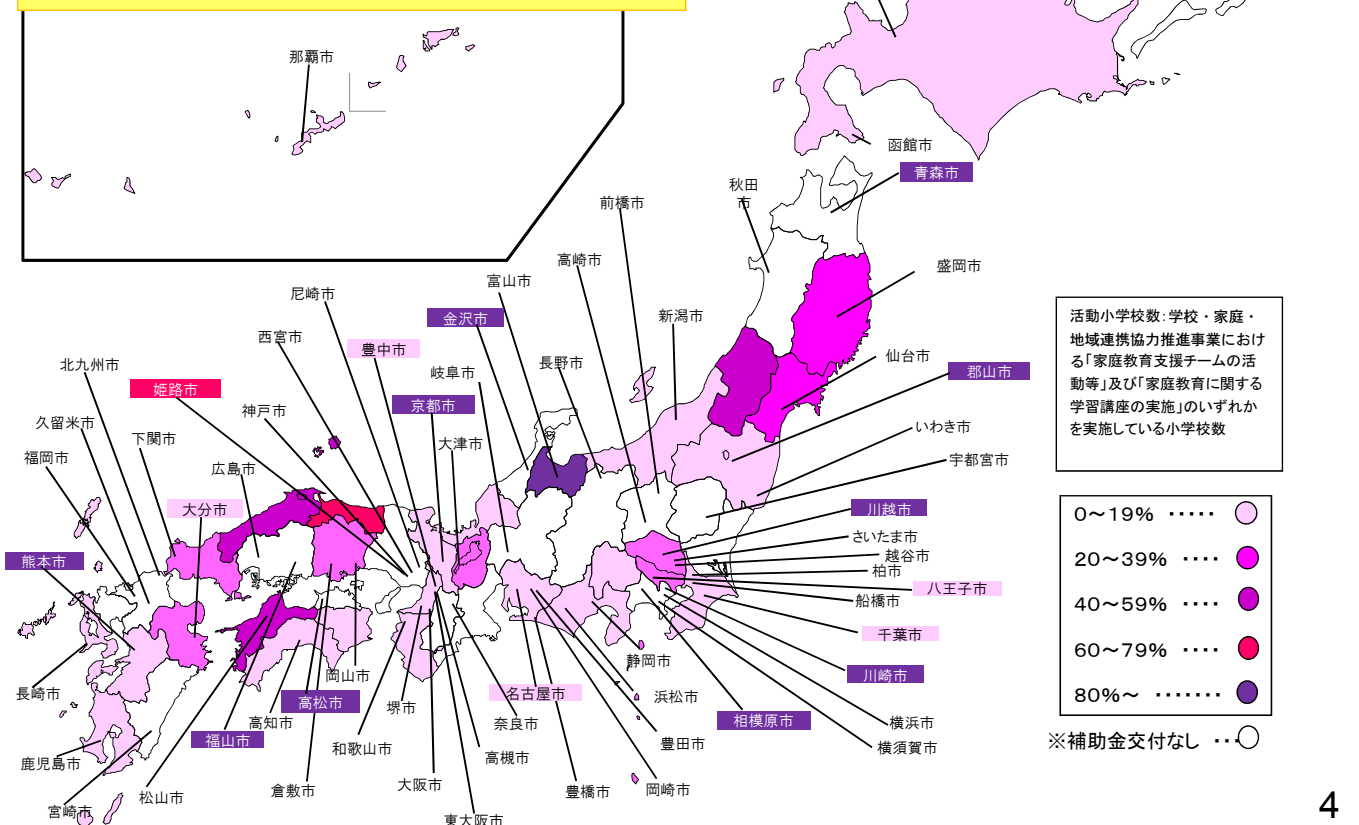
地域の身近な小学校等に家庭教育に関する情報提供や相談対応等を専任で行う家庭教育支援員を配置し、家庭教育支援体制を強化

【家庭教育支援員例】

PTA経験者、元教員、元保育士、民生委員、児童委員 等

平成27年度 学校・家庭・地域連携協力推進事業における 家庭教育支援の取り組みを実施している割合分布図

※各都道府県及び政令市・中核市における設置小学校数のうち家庭教育支援の活動を実施している小学校の割合
※被災3県は「学びを通じた地域のコミュニティ再生支援事業」を活用



家庭教育支援チームについて

趣旨・目的

都市化や核家族化、地縁的つながりの希薄化等を背景として、家庭教育の困難化や家庭の孤立化が指摘されるなど、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっていることを踏まえ、文部科学省では平成20年度より、全ての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」の取組を推進。

チームの構成・業務

<チームの構成員>

都道府県等において養成された地域の人材(子育てサポーターリーダー等)を中心として教員OB、PTA等の教育関係者や民生委員、児童委員等の保健福祉関係者など地域の実情に応じて構成。

<主な業務>

保護者への家庭教育支援として主に以下の取組を行う。

(1) 保護者への学びの場の提供

保護者等に対する主体的な「学び」と「育ち」に関する学習機会の提供や情報提供、相談対応

(2) 地域の居場所づくり

地域資源を活用した親子参加型の体験型プログラムの実施・情報提供や、日常的な交流の場の提供

(3) 訪問型家庭教育支援

家庭訪問等による個別の情報提供や相談対応

【ロゴマーク】



国からの支援

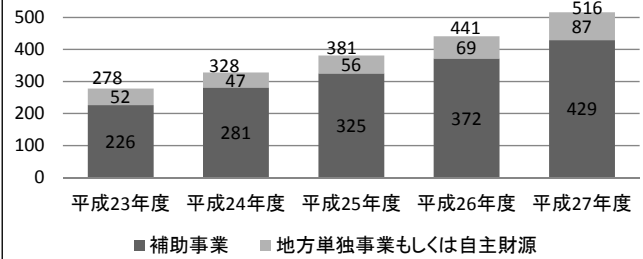
<補助事業による推進>

学校・家庭・地域の連携協力推進事業(1/3補助)において、家庭教育支援チームの組織化及び支援活動に係る経費を補助。

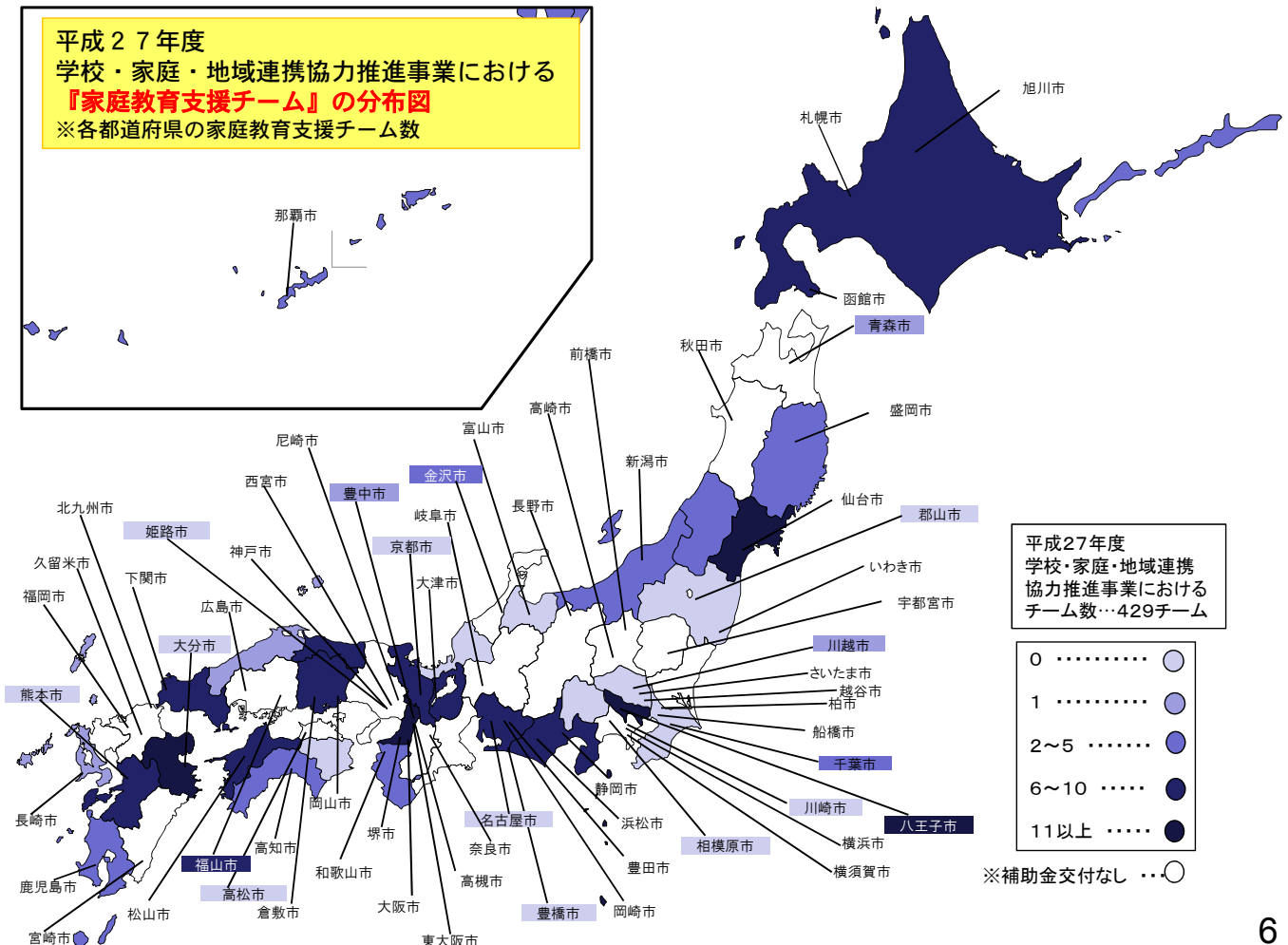
<チームの登録制度>

各地域の取組状況の把握や、効果的な事例の収集・情報発信による各地域の取組の活性化促進に努めるため、文部科学省として、家庭教育支援チームの登録制度を実施。

家庭教育支援チーム数の推移※平成27年8月時点



平成27年度 学校・家庭・地域連携協力推進事業における 『家庭教育支援チーム』の分布図 ※各都道府県の家庭教育支援チーム数



家庭教育支援チームの取組事例①

地域人材による家庭教育支援チーム型支援

◆「だんぼの部屋」～学校のなかに誰でも気軽に立ち寄れる部屋をつくりました～
(新潟県南魚沼市家庭教育支援チーム)

【構 成 員】

家庭教育サポーター(民生児童委員等)、ボランティアリーダー(主婦)、PTA関係者など。
ここでは、単なる子育ての先輩、地域のおせっかい屋さんに変身して活動。

【活動の拠点】

小学校1階の一室。チーム員や読書ボランティア、地域の方などが常駐。
専用のブザーがあり、子どもや保護者、中高生などが気軽に立ち寄れる場所となっている。

【活動内容】

- 親子ものづくり教室、料理教室など楽しみながら交流を図る機会の提供
- 読み聞かせのコツなどを学ぶ図書ボランティア養成講座
- 発達障害や児童虐待対応などをテーマにした学習会の実施
- 朝夕の“一声・声がけ”訪問や「だんぼ通信」を届ける活動
- 学校や担任の先生と連携して心配な保護者の対応を検討

【効 果】

- 親子で共同作業する楽しさや役立つ自分を発見できた。
- みんなが安心してつぶやける場所、みんなの力が発揮できる場所ができた。
- 短い訪問時間でも回数を重ねることで、学校に足を運ばなかった保護者が「だんぼの部屋」や学校行事に来るようになった。また、校内に設置したことで、子どもの会話から状況理解ができ、学校との信頼関係を築くことができた。
- 1小学校区での実施から市内4小学校区に「だんぼの部屋」拡大



「だんぼの部屋」の様子

7

家庭教育支援チームの取組事例②

家庭を開き、地域とのつながりをつくる

◆気軽な集い・語らいの場となるカフェ形式の交流の場
(山形県村山市教育委員会、NPO法人ポポーの広場)

【カフェ形式の語り場の設立】

- ・平成19年度に、地域ぐるみで子育て家庭を支援しようと、子育て応援団を立ち上げた。
- ・子育て応援団から、市家庭教育推進協議会の下で支援チームとなった。それを機に、親たちが気軽に集い語り合える場を作ろうと取り組んできた。親たちをさり気なく適切にサポートするには、親子が足を運びたくなる楽しい語り場として「カフェ」が望ましいと考えた。
- ・親子と支援者がふれあう「カフェ」を定期的で開催しながら、いつか常設の「ひろば」を運営したいという思いがチーム全体に強まった。

【ひろばの運営(NPO法人格を取得)】

- ・平成22年に、村山市は新設の「親子交流ひろば」を民間に委託することを決めた。協議会解散後、任意団体として独自に活動しようと考えていたポポーのひろばは、NPO法人となり、念願の「ひろば」を運営することになった。支援チームであった時からの「子育て家庭に『ふれあい』と『学び』の機会を提供する」という目的はそのままに、「よりよい子育て環境の実現に向けて」という一回り大きな目的を加えて、自主企画も積極的に行っている。

【取組例や効果】

- ・母子だけのキャンプと、父子だけのキャンプを別々に行い、母性と父性の違いを知って互いに思い合った。地域や学生のボランティアがサポートし、感謝し合う場面も数多かった。
- ・子育て応援団は「くるみの会」として、ポポーのひろばの活動をサポートしている。



世代間交流カフェ



「親子交流ひろば」



母子だけのママチル・キャンプ



父子だけのパパチル・キャンプ

8

8

家庭教育支援チームの取組事例③

課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組みづくり

◆地域人材からスクールソーシャルワーカーに！

～スクールソーシャルワーカーがリーダーの家庭教育支援チーム～

(和歌山県湯浅町家庭教育支援チーム「とらいあんぐる」)

【経 緯】

スーパーバイザーの指導のもと、子どもや家庭の支援に経験豊富な元保育所長が、研修を受けてスクールソーシャルワーカー(SSW)となり、このSSWをリーダーとした家庭教育支援チームを結成。

【構 成 員】

子育てサポーターリーダー、SSW、元教職員、民生児童委員、保育士、保健師等

【活動内容】

○就学前の幼児、小・中学生をもつ保護者向け情報誌を毎月発行。
町内を3地域に分け、小・中学生の全家庭を訪問し、早期対応。

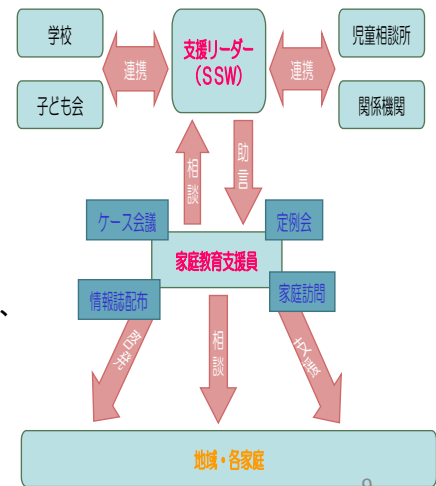
○保護者や学校からの相談に対して、学校・教育委員会・支援チームなどでケース会議を行い、効果的な支援方を検討。

【効 果】

※SSWや支援チーム員が学校と保護者のパイプ役として大きな役割を果たし、家庭訪問の際、学校での子どもの様子を保護者にさりげなく伝えることで、保護者の学校に対する理解が進み、信頼関係も築けるようになってきた。

※学校にとっても、子どもの家庭内での様子を知ることができ、生徒指導上の課題解決にもつながっている。

SSWと家庭教育支援員



これまでの審議の経緯等

中央教育審議会への諮問 (H27.4)

「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について」

教育再生実行会議第6次提言

(H27.3)

- コミュニティ・スクールの未導入地域における取組の拡充や、学校支援地域本部等との一体的な推進 (制度面の改善、財政面の措置)
- 地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策
- コミュニティ・スクールの仕組みの必置についての検討推進
- 学校と地域をつなぐコーディネーターの配置
- 学校を核とした地域づくり(スクール・コミュニティ)への発展 など

コミュニティ・スクールの推進等に関する

調査研究協力者会議

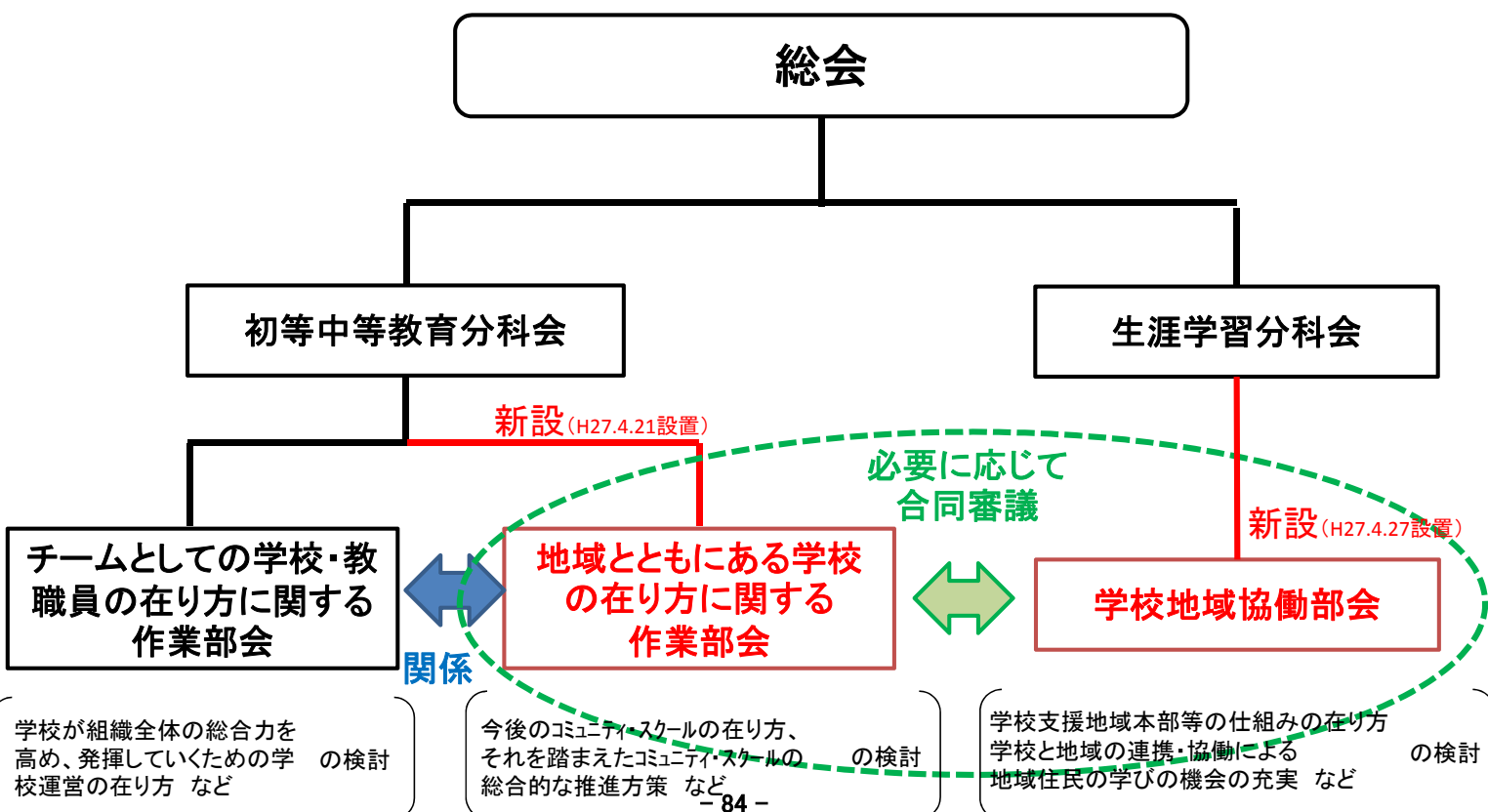
(H26.6より開催 H27.3最終報告)

- コミュニティ・スクールと学校支援地域本部や学校関係者評価との一体的推進
- 学校評議員制度をはじめ、類似の仕組みからコミュニティ・スクールへの移行の促進
- 中学校区内の小・中学校における一体的な学校運営協議会の取組の促進
- 全国展開を図るための普及・啓発 など

中央教育審議会に諮問して審議中 ※年内を目途にとりまとめ(予定)

- 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について審議
 - 初等中等教育分科会に置く作業部会(新設)及び生涯学習分科会に置く部会(新設)において審議
- <検討事項>
- 新しい時代の教育や地方創生を実現するために求められる今後のコミュニティ・スクールの在り方や、それを踏まえた総合的な推進方策等について
 - ・今後のコミュニティ・スクールの在り方の検討 (校長のリーダーシップの観点、学校支援地域本部や学校評価等の関連の仕組みとの一体的な推進の観点、小中一貫教育等の学校間連携を推進する観点 など)
 - ・全ての学校のコミュニティ・スクール化に係る総合的な方策の検討(コミュニティ・スクールの仕組みの必置の検討) (学校や地域の状況、市町村や学校の規模との関係、幼稚園、高等学校、特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの在り方、小規模自治体における教育委員会と学校運営協議会との関係の取扱い など)
 - 学校と地域がパートナーとなり、連携・協働体制を築くための地域人材の養成と環境整備について
 - ・新たな学校支援の役割、地域の教育資源を効果的に結びつける学校支援地域本部等の仕組みの在り方
 - ・学校と地域をつなぐコーディネーター等の人材の配置の在り方や、養成・研修・確保方策等
 - ・学校と地域の連携・協働による教育活動を通じた人的ネットワークの構築や、地域住民の学びの機会の充実方策、それらを主体とした地域の振興・再生方策 など

中央教育審議会における「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方」の検討に関する審議体制



27文科初第100号

中央教育審議会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について

平成27年4月14日

文 部 科 学 大 臣 下 村 博 文

(理 由)

我が国は、都市化・過疎化の進行や家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景として、地域社会のつながりや支え合いの希薄化、家庭の孤立化など様々な課題に直面しています。また、世界に類を見ない人口減少・少子高齢化の進行により地域コミュニティの存続が危ぶまれており、その危機を克服し地方創生を成し遂げていくことも切迫した課題となっています。

子供たちを巡っては、規範意識や社会性、学習意欲の低下、いじめや暴力行為等の問題行動の増加など、様々な課題が指摘されています。その一方で、社会貢献への高い意欲や、柔軟で豊かな感性と国際性を備えている一面も見受けられるなど、子供たちは、未来をつくっていく主役として無限の可能性に満ちています。

こうした中、教育は、地域社会を動かしていくエンジンの役割を担っており、教育により、子供たちの一人一人の潜在能力を最大限に引き出し、全ての子供たちが幸福に、より良く生きられるようにすることが求められています。そして、学校は、そのための子供たちの豊かな学びと成長を保障する場としての役割のみならず、地域コミュニティの核としての役割を果たしていかなければなりません。

これらの様々な課題に直面している今、子供たちが夢と希望を抱き、これからの厳しい挑戦の時代を生き抜く力を育むため、また、子供たちの命や安全を守るためにも、学校は従来からの閉鎖的な体質から抜け出し、地域と積極的に向き合い、地域の人々と目標や課題を共有しながら、地域総掛かりで子供たちを育む「地域とともにある学校」に転換していくことが強く求められています。

こうした観点から、学校は、家庭や地域、関係機関等との組織的・継続的な連携・協働体制を構築し、一体となって子供たちの育成に取り組むとともに、学校運営の改善を促す仕組みを取り入れていく必要があります。

平成 16 年に地域の住民や保護者のニーズを学校運営に反映する仕組みとして学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）が法制化されて以降、保護者や地域住民等の理解・協力を得た学校運営の取組が徐々に広がりつつあるとともに、平成 20 年度からは、地域住民の参画により学校の様々な教育活動を支援する、学校支援地域本部の取組も事業化され、全国各地で多様な活動が展開されつつあります。

これからの新しい時代においても、学校と地域とが連携・協働した仕組みが、子供たちの豊かな学びを創造し、地域の将来を担う人材の育成につながっていくとともに、地域の人材や教育資源を組織化し、地域の大人の学びの機会の充実や地域振興・再生に資しているよう、一層の進化・発展を遂げていくことが期待されます。

また、教育再生実行会議の第 6 次提言において、地方創生を実現する教育の在り方等について議論がなされ、コミュニティ・スクールをはじめとした学校と地域との連携・協働体制の構築による学校を核とした地域づくりの方向性についての提言がなされました。

これらを踏まえ、新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について諮問を行うものであり、制度面も含め、具体的な推進方策に関する事項

を中心に御審議いただきたいと考えております。

具体的には、以下の点を中心に御審議をお願いします。

第一に、社会情勢の変化や教育改革の動向等を踏まえ、新しい時代の教育や地方創生を実現するために求められる今後のコミュニティ・スクールの在り方や、それを踏まえたコミュニティ・スクールの仕組みや機能の在り方などについてであります。さらに、今後在るべき方向性に沿って全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための総合的な方策や、コミュニティ・スクールの仕組みの必置の検討などについて、御検討をお願いします。その際、

- コミュニティ・スクールの在り方の検討に関して、校長のリーダーシップの観点や、学校支援や学校評価等の関連の仕組みとの一体的な推進の観点、小中一貫教育等の学校間連携を推進する観点等について、どのように考えるか。
- 全ての学校のコミュニティ・スクール化に係る総合的な方策の検討、とりわけ、コミュニティ・スクールの仕組みの必置の検討にあたり、学校や地域の状況、市町村や学校の規模との関係、幼稚園・高等学校・特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの在り方、小規模自治体における教育委員会と学校運営協議会との関係の取扱い等をどのように考えるか。

などの視点から、御検討をお願いします。

第二に、学校と地域がパートナーとなり、連携・協働体制を築くための地域人材の養成と、地域住民の学びの機会の充実等を通じた地域振興のための環境整備についてであります。

学校と地域が連携・協働するためには、学校と地域がそれぞれの役割や強みを理解し合い、尊重しつつ、当事者意識を持って、信頼できるパートナーとして関係を築くことが重要であり、学校と地域をつなぐ人材の養成・確保や地域の教育資源を効果的に結びつける仕組みづくりが必要です。

このため、学校と地域をつなぐコーディネーターの配置のための方策や、地域の人的ネットワークが地域課題解決や地域振興の主体となる仕組みづくりなどについて御検討をお願いします。その際、

- 地域を担う子供たちの育成に向けて、学校や子供たちを取り巻く現状・課題の分析や、地域との連携・協働による取組の効果を踏まえ、新たな学校支援の役割、地域の教育資源を効果的に結びつける学校支援地域本部等の仕組みの在り方をどのように考えるか。
- 学校と地域がパートナーとして連携・協働体制を築くための、学校と地域をつなぐコーディネーター等の人材の配置の在り方や、養成・研修・確保方策等をどのように考えるか。
- 地方創生の実現に向けて、学校と地域の連携・協働による教育活動を通じた人的ネ

ットワークの構築や、地域住民の学びの機会の充実方策、それらを主体とした地域の振興・再生方策をどのように考えるか。

などの視点から、御検討をお願いします。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項ではありますが、この他にも、学校と地域との連携・協働を一層推進するための取組や地域における学びの機会の充実と地域の教育力の向上に関し、必要な事項について御検討をお願いします。

中央教育審議会 生涯学習分科会 学校地域協働部会 委員名簿

平成27年12月21日現在

- ◎ 明石 要一 千葉敬愛短期大学学長、千葉市教育委員会委員、千葉大学名誉教授
- 浅原 司 山口県教育委員会教育長
- 飯塚 康弘 公益社団法人日本青年会議所 資質向上委員会委員長
- 生重 幸恵 特定非営利活動法人 スクール・アドバイス・ネットワーク理事長
一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事
- 井出 隆安 杉並区教育委員会教育長
- 浦崎 太郎 岐阜県立可児高等学校教諭
- 熊谷 慎之輔 岡山大学大学院教育学研究科准教授
- 関 福生 新居浜市 市民部長
- 竹原 和泉 横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長
特定非営利活動法人まちと学校のみらい代表理事
- 永山 満義 世田谷区立塚戸小学校長
- 平岩 国泰 特定非営利活動法人 放課後 NPO アフタースクール代表理事
- 牧野 篤 東京大学大学院教育学研究科教授
- 松浦 洋子 公益社団法人日本PTA全国協議会理事
滋賀県PTA連絡協議会会長
- 松田 恵示 東京学芸大学教授・学長補佐
- 山野 則子 大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類・人間社会学研究科教授
- 若江 眞紀 株式会社キャリアリンク代表取締役

敬称略・五十音順 (計：16名)
(◎：部会長、○：副部会長)

中央教育審議会初等中等教育分科会
地域とともにある学校の在り方に関する作業部会 委員

平成 27 年 12 月 21 日現在

浅原 司	山口県教育委員会 教育長
○天笠 茂	千葉大学教育学部 教授
生重 幸恵	特定非営利活動法人スクール・アドバイザー・ネットワーク 理事長 一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会 代表理事
貝ノ瀬 滋	政策研究大学院大学 客員教授
◎加治佐 哲也	兵庫教育大学 学長
黒瀬 忠行	いの町立神谷小中学校 校長
貞広 斎子	千葉大学教育学部 教授
佐藤 晴雄	日本大学文理学部 教授
竹原 和泉	横浜市立東山田中コミュニティハウス 館長 特定非営利活動法人まちと学校のみらい 代表理事
田崎 龍一	熊本県教育委員会 教育長
早川 三根夫	岐阜市教育委員会 教育長
藤田 大輔	大阪教育大学 教授 学校危機メンタルサポートセンター センター長
藤田 裕之	京都市 副市長
松浦 洋子	公益社団法人日本 PTA 全国協議会 理事 滋賀県 PTA 連絡協議会 会長
宗岡 功	玖珠町立玖珠中学校 校長
山野 則子	大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類・人間社会学研究科 教授

敬称略・五十音順（計：16名）（◎：主査、○：副主査）

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について これまでの審議の経過

(◎：総会、○：生涯学習分科会、□：初等中等教育分科会、
●：学校地域協働部会、■：地域とともにある学校の在り方に関する作業部会)

◎中央教育審議会総会（第99回）

平成27年4月14日（火）15：00～16：30

議題：新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について（諮問）

□初等中等教育分科会（第98回）

平成27年4月21日（火）15：00～17：00

議題：新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について（諮問）（※「地域とともにある学校の在り方に関する作業部会」の設置）

○生涯学習分科会（第77回）

平成27年4月27日（月）13：00～15：00

議題：新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について（諮問）（※「学校地域協働部会」の設置）

●学校地域協働部会（第1回）

平成27年5月18日（月）10：00～12：00

議題：（1）部会における主な検討事項について
（2）委員からの意見発表（学校と地域の連携・協働の在り方に関して）
（3）自由討議
（4）その他

■地域とともにある学校の在り方に関する作業部会（第1回）

平成27年5月19日（火）10：00～12：00

議題：（1）主査の選任等
（2）有識者からの意見発表
（3）自由討議
（4）その他

●学校地域協働部会（第2回）

■地域とともにある学校の在り方に関する作業部会（第2回） ※合同会議

平成27年6月5日（金）13：00～15：30

議題：（1）有識者・委員からの意見発表
（2）自由討議

(3) その他

●学校地域協働部会（第3回）

平成27年7月2日（木）13:30～16:00

- 議題：(1) 委員からの意見発表（これからの学校支援地域本部の在り方等）
(2) 自由討議
(3) その他

■地域とともにある学校の在り方に関する作業部会（第3回）

平成27年7月3日（金）9:30～12:00

- 議題：(1) 有識者からの意見発表
(2) これからのコミュニティ・スクールの在り方について
(3) その他

□初等中等教育分科会（第99回）

平成27年7月16日（木）10:00～12:00

- 議題：地域とともにある学校の在り方に関する作業部会等における審議状況について

○生涯学習分科会（第78回）・学習成果部会（第4回）合同会議

平成27年7月23日（木）15:00～17:00

- 議題：学校地域協働部会等の審議状況について

●学校地域協働部会（第4回）

■地域とともにある学校の在り方に関する作業部会（第4回） ※合同会議

平成27年7月24日（金）15:00～17:30

- 議題：(1) 委員からの意見発表
(2) 自由討議
(3) その他

■地域とともにある学校の在り方に関する作業部会（第5回）

平成27年8月10日（月）9:30～12:00

- 議題：(1) これまでの議論の整理
(2) コミュニティ・スクールの総合的な推進方策
(3) その他

●学校地域協働部会（第5回）

平成27年8月11日（火）10:00～12:00

- 議題：(1) 委員からの意見発表（学校と地域をつなぐ人材の配置の在り方）
(2) 自由討議
(3) その他

■地域とともにある学校の在り方に関する作業部会（第6回）

平成27年8月24日（月）9：30～12：00

議題：（1）コミュニティ・スクールの仕組みの必置について
（2）その他

●学校地域協働部会（第6回）

平成27年8月25日（火）10：00～12：00

議題：（1）委員からの意見発表（学校と地域の連携・協働による教育活動を通じた地域
振興・再生の在り方）
（2）自由討議
（3）その他

■地域とともにある学校の在り方に関する作業部会（第7回）

平成27年8月31日（月）9：30～12：00

議題：（1）関係団体からのヒアリング
（2）その他

■地域とともにある学校の在り方に関する作業部会（第8回）

平成27年9月11日（金）15：00～17：30

議題：（1）審議のまとめ（素案）について
（2）その他

●学校地域協働部会（第7回）

平成27年9月14日（月）9：30～12：00

議題：（1）審議のまとめ（素案）について
（2）その他

■地域とともにある学校の在り方に関する作業部会（第9回）

平成27年10月5日（月）9：30～12：00

議題：（1）審議のまとめ（案）について
（2）その他

●学校地域協働部会（第8回）

平成27年10月5日（月）13：30～16：00

議題：（1）審議のまとめ（案）について
（2）その他

○生涯学習分科会（第79回）

平成27年10月9日（金）14：00～16：00

議題：学校地域協働部会等の審議まとめについて

□初等中等教育分科会（第101回）

平成27年10月19日（月）15：00～17：00

議題：地域とともにある学校の在り方に関する作業部会等の審議のまとめについて

※平成27年10月19日から11月6日まで、パブリック・コメントを実施

●学校地域協働部会（第9回）

■地域とともにある学校の在り方に関する作業部会（第10回） ※合同会議

平成27年10月26日（月）9：30～12：00

議題：（1）答申（素案）について

（2）その他

◎中央教育審議会総会（第102回）

平成27年10月28日（水）15：00～17：00

議題：新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について（審議まとめの審議）

●学校地域協働部会（第10回）

■地域とともにある学校の在り方に関する作業部会（第11回） ※合同会議

平成27年11月13日（金）9：30～12：00

議題：（1）答申（案）について

（2）その他

□初等中等教育分科会（第102回）

平成27年11月16日（月）10：00～12：00

議題：新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申（案））

◎中央教育審議会総会（第103回）

平成27年11月26日（木）10：00～12：00

議題：新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について（答申（案）の審議）

●学校地域協働部会（第11回）

■地域とともにある学校の在り方に関する作業部会（第12回） ※合同会議

平成27年12月7日（月）16：00～18：00

議題：（1）答申（案）について

（2）その他

○生涯学習分科会（第80回）

平成27年12月14日（月）10:00～12:30

議題：学校地域協働部会等の答申（案）について

□初等中等教育分科会（第103回）

平成27年12月17日（木）10:00～12:00

議題：新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について（答申（案））

◎中央教育審議会総会（第104回）

平成27年12月21日（月）15:00～17:00

議題：新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について（答申（案））について